令和5年度産業経済研究委託事業

諸外国における開示の実態、及び 開示と企業価値の関係に関する 調査報告書

2024年3月

世界が進むチカラになる。



目次

- 1. 調査の目的と内容
- 2. 日本、米国、英国、ドイツ等における制度開示に関する調査
- 3. 日本、米国、英国、ドイツ等における任意開示に関する調査
- 4. 日本、米国、英国、ドイツ等における情報開示の実態調査
- 5. 分析 考察



1. 調査の目的と内容



(1)調査の背景と目的

- 企業情報の開示は、ディスクロージャーワーキング・グループ報告(金融審議会)においても指摘されているように、投資家の投資判断の基礎となる情報の提供を通じ、資本市場において効率的な資源配分が実現されるための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められており、また、中長期的な企業価値にとって重要な課題を開示事項とすることを通じ、企業がそれらの課題について必要な検討と取組みを行うことが期待されるとともに、投資家は開示された企業の取組みを深く理解し、建設的な対話を通じて、企業価値の向上を促すことが期待されている。
- こうした前提をもとに、日本においては法定開示や適時開示の制度が定められており、近年は、サステナビリティ情報や人的資本に関する情報の開示が有価証券報告書において求められるなど、法定開示における非財務情報の開示の充実が進められている。また、統合報告書やサステナビリティレポート等の任意の報告書を用いた情報開示も積極的に行われている。
- 一方、企業からは、我が国の開示制度及び実務が企業における過度な負担につながっているのではないかとの指摘がなされているほか、投資家からも、企業の情報開示が企業価値の向上に資する開示となっているかについて疑問が呈されている。
- また、近年、日本企業の資本効率性や長期成長に向けた投資は伸び悩み、依然として欧米企業に水をあけられているほか、PBR(株価純資産倍率) が1倍を割る企業が欧米と比べて多いなど、企業の収益性又は成長性が市場に評価されていないと考えられることから、我が国の開示制度及びその 実務が、欧米との比較において改善の余地があることも想定される。
- これらを踏まえ、本事業においては、以下について調査を行う。
 - (1)日本、米国、英国、ドイツ等における制度開示に関する調査
 - (2)日本、米国、英国、ドイツ等における任意開示に関する調査
 - (3)日本、米国、英国、ドイツ等における情報開示の実態調査
- これを通じて、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、適時に提供するとともに、投資家との建設的な対話を促し、企業価値向上に資する、効率的かつ効果的な開示のあり方を改めて検討することに役立てることを目的とする。



(2)調査の進め方

調査の内容と実施の流れは以下の通り。

- (1)日本、米国、英国、ドイツ等における制度開示に関する調査 文献調査、開示媒体の調査等を行い、資料を作成する。
 - <調査対象国>日本、英国、米国、ドイツの4か国

<調査項目>

- 各国における開示関連制度の根拠、制定経緯
- 当該制度の対象企業
- 当該制度に基づき公表される報告書の種類
- 当該制度で求められる報告の方法
- 当該制度に基づく主な開示要求事項(企業の規模・市場区分等によって 差異がある場合は、その概要)
- ・ 当該制度による開示の時期
- その他各国制度開示の特色、又は国による違いがある項目(ある場合)
- (2)日本、米国、英国、ドイツ等における任意開示に関する調査
- 文献調査、開示媒体の調査等を行い、資料を作成する。

<調査対象国>(1)と同様

<調査項目>

- ・ 報告書の種類
- 報告書別の主な開示内容
- ・ 開示の時期
- 開示を行っている企業(当該国において、どのような業種・規模の企業、 又はどの程度の割合の企業が、どのような任意開示を行っているか)
- その他各国企業による任意開示の特色、又は国による違いがある項目 (ある場合)
- (3) 日本、米国、英国、ドイツ等における情報開示の実態調査

各国につき40社程度を対象として、情報開示の実態について、①サンプル調査②本調査(各国40社程度)の二段階の調査を行った上で、③比較・分析を行う。

(4)報告書の作成及びプレゼンテーション 調査結果の概要についてプレゼンテーションを行う。

実施の流れ

(1)日本、米国、英国、ドイツ等における制度開示

(2)日本、米国、英国、ドイツ等における任意開示に関する調査

制度開示の 概要を調査

①サンプル調査

任意開示の 概要・実態を 調査

(3)日本、米国、英国、ドイツ等における情報開示の実態調査



③企業開示実態の比較

分析•考察

- 時価総額をもとに米英独の上場企業を 層別(1兆円以上上位・下位各10社、1千 億円~3千億円上位・下位各10社)
- 日本と諸外国の比較分析に適した業種 を検討し特定
- 各国40社程度の調査対象企業を決定
- 各社の年次開示資料を特定
- 開示項目(内容)、開示の量、開示時期 や媒体などを調査
- サンプル調査の後、調査項目を絞り込ん で本調査を実施
- 制度的背景等を踏まえて比較分析

(4)報告書の作成・プレゼンテーション



2. 日本、米国、英国、ドイツ等における制度開示に関する調査



サマリー

日本、米国、英国、ドイツの制度開示の比較(概要)

		開示書類			年次開示書類の主な開示内容(分野)				
	開示制度	書類名	年次	環境	社会	ガバナンス	戦略·重点 領域	財務	備考
日本	会社法	事業報告および付属明細書、計算書類および 付属明細書	•			•	17774	•	
	金融商品取引法	有価証券報告書 内部統制報告書 四半期報告書、半期報告書	•					•	
	有価証券上場規程(東京証券取引所)	四丰期報告書、丰期報告書 決算短信 四半期決算短信	_ •					•	
米国	1934年証券取引所法	コーポレートガバナンス報告書 年次報告書(Form 10-K) 四半期報告書(Form 10-Q) 紛争鉱物報告書(Form 5D)	•			•	•	•	SEC規則に詳細を規定
	(規則S-K、S-X等) 紛争鉱物規則	四半期報告書(Form 10-Q) 紛争鉱物報告書(Form SD)	_ ●		•				
英国	気候関連開示ガイダンス/ 規則 2006年会社法	登録明細書および年次報告書 年次計算書、監査報告書	•	•				•	2010年任意指針公表・ 2024年3月規則採択
大国	20004-271/2	取締役報酬報告書、取締役報告書、コーポ レートガバナンス・ステートメント	•			•			
	2000年金融サービス 市場法(FCAハンドブッ	戦略報告書 監査済み財務諸表 経営報告書(年次)	•				•	•	
	(2)	責任声明 年次報告書および決算書	•	•	•	•		•	
	2010年平等法(ジェン ダーペイギャップ情報) 規則	ジェンダーペイギャップレポート	•		•				
	現代奴隷法(2015年制定)		•		•				
ドイツ	商法典(HGB)	年次財務諸表、監查報告書 経営報告書 非財務報告書	•	•	•	•	•	•	
	株式会社法(AktG)	コーポレートガバナンス報告書 報酬報告書 年次財務諸表と経営報告書	•					•	
[[[] [] [] [] [] [] [] [] []		コーポレートガバナンス・コード宣言 報酬報告書	•			•			
国際	EU CSRD IFRS ISSB			•		•	•		加盟国の国内法を参照 TCFD提言、SASB等を 基に開発
	GRI	GRIインデックス(準拠、参照)		•		•	•		本に開え



2.1 日本



制度開示の概要(日本)

	会社法	金融商品取引法	有価証券上場規程(東京証券取引所)
各国における 開示関連制 度の根拠、制 定経緯	2005年制定。商法(明治32年)や有限会社 法(昭和13年)等の会社の設立や運営管理 等について定める複数の法律が1つにまとめ られ内容が現代化。 開示については、株主及び会社債権者への 情報提供を目的とする。	2007年改正により証券取引法(昭和23年) が改題。株主・投資家への十分な情報開示 の確保を目的とする。 2023年1月、企業内容等の開示に関する内 閣府令等の改正により、サステナビリティ情 報の「記載欄」新設。	2007年制定。 投資家に対する財務情報を中心とした速報 値としての情報提供。
当該制度の 対象企業	・事業報告:すべての株式会社 ・計算書類:株式会社および持分会社	上場企業および 一部非上場企業(事業年度又は前5事業年 度の末日における所有者数1,000名以上の 有価証券の発行会社)	・上場企業 ・市場区分(東証):プライム、スタンダード、 グロース
	事業報告および付属明細書(会社法施行規則118条~126条)計算書類および付属明細書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)(会社法施行規則118条~126条)	 ・有価証券報告書(第24条第1項) ・内部統制報告書(第24条の4の4) ・四半期報告書(第24条の4の7) ※2024年4月1日より廃止 ・半期報告書(第24条の5第1項) 	・決算短信 ・四半期決算短信 ※金商法に基づく四半期報告と一本化 ・コーポレートガバナンス報告書
当該制度で求 められる報告 の方法	原則として、株主に書面で提供。ただし、定款の定めにより、記載事項の一部をインターネットのウェブサイトに一定期間掲載することで株主に対して提供したものとみなすこと(ウェブ開示)も可能。 開示府令上、事業報告等は有価証券報告書の添付書類とされているため金融庁所管のEDINETでも開示	・有価証券報告書、内部統制報告書:決算日から3カ月以内に内閣総理大臣(財務局長)へEDINETで提出・四半期報告書:毎四半期末日から45日以内に内閣総理大臣(財務局長)へEDINETで提出・半期報告書:半期末日から30日以内に内閣総理大臣(財務局長)へEDINETで提出	TDnetオンライン登録サイトへ登録
当該制度による開示の時期	定時株主総会の招集通知と一緒に株主総会の日の2週間前までに株主へ発送。	・有価証券報告書、内部統制報告書:決算日から3カ月以内・四半期報告書:四半期決算から45日以内	決算短信:遅くとも決算期末後45日以内、30日以内が望ましい。 四半期決算:おおむね45日以内 コーポレートガバナンス報告書:株主総会後 遅滞なく提出



制度開示の概要(日本)

当該制度に基づく主な開示要求事項

根拠法	開示書類	主な開示要求事項
会社法	事業報告	株式会社の現況に関する事項、株式会社の株式に関する事項、株式会社の新株予約権等に関する事項
云江広	計算書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表
		第1【企業の概況】1 主要な経営指標等の推移、2 沿革、3 事業の内容、4 関係会社の状況、 <u>5 従業員の</u> <u>状況</u>
	有価証券報告書第一部【企業情報】	第2【事業の状況】1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、2 サステナビリティに関する考え方及び 取組、3 事業等のリスク、4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、5 経 営上の重要な契約等、6 研究開発活動
		第3【設備の状況】1 設備投資等の概要、2 主要な設備の状況、3 設備の新設、除却等の計画
金融商品取引法		第4【提出会社の状況】1 株式等の状況、2 自己株式の取得等の状況、3 配当政策、4コーポレート・ガバ ナンスの状況等
		第5【経理の状況】1 連結財務諸表等、2 財務諸表等
		第6【提出会社の株式事務の概要】
		第7【提出会社の参考情報】1 提出会社の親会社等の情報、2 その他の参考情報
	内部統制報告書	1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項、2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する 事項、3 評価結果に関する事項、4 付記事項、5 特記事項
	決算短信	サマリー情報、経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し並びに連結財務諸表及び主な注記
取引所上場規定	コーポレートガバナンス報告書	I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 Ⅳ内部統制システム等に関する事項 Vその他



制度開示の概要(日本)

環境、社会、ガバナンス(ESG)開示内容に関する最近の動向・経緯

- サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正(2023年1月31日公布・施行)
 - 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、令和5(2023)年1月31日、企業内容等の開示に関する内閣 府令等の改正により、有価証券報告書の第2【事業の状況】に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設。
 - 「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示
 - 「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示(但し、開示内容によっては全ての企業が開示)
 - また、有価証券報告書等の第1【企業の概況】にある「従業員の状況」の記載において、女性活躍推進法に基づく女性管理職比率・男性の育児休業 取得率・男女間賃金格差といった多様性の指標に関する開示が求められることとなった。
 - 2023年3月期決算企業から適用。
 - 主な開示内容は以下の通り。
 - ガバナンス
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)
 - リスク管理
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告 プロヤス 等)
 - 戦略
 - 【重要性判断】サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み(企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)
 - 【全企業】人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針
 - 指標及び目標
 - ■【重要性判断】サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(GHG排出量の削減目標と実績値等)
 - 【全企業】人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績
 - 【全企業(注)】女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載
 - (注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」 に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象。
 - 記載場所について、詳細は任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能。



2.2 米国



(1)制度開示の概要(米国)

	1934年証券取引所法
各国における開示関連制度の根拠、制定経緯	証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange Commission)を設立し、SECに、上場有価証券を伴う企業に対して定期的な情報報告を義務付ける権限を付与。資産が1,000万ドルを超える企業で、その証券を500人を超える所有者が保有している企業を含む、登録証券の発行体は、年次報告書及びその他の定期報告書を提出する必要がある。 ■規則S-X [17 CFR Part 210: 財務諸表の様式、内容、及び要件、1933年証券法、1934年証券取引所法、1940年投資会社法、INVESTMENT ADVISERS ACT OF 1940年投資顧問法,及び1975年エネルギー政策・保全法]: SECに提出する財務諸表の様式、内容、及び要件を規定 財務諸表は、登録ステートメント、年次報告書、委任状ステートメント、情報ステートメント等の一部として提出が求められる ■規則S-K [17 CFR Part 229: 1933年証券法、1934年証券取引所法,及び1975年エネルギー政策・保全法の下での提出様式の標準インストラクションー規則S-K]: 非財務ステートメントの内容に関する要件を規定 非財務ステートメントは、登録ステートメント、年次報告書、証券保有者向け年次報告書、委任状ステートメント、情報ステートメント等の一部として提出が求められる ■1934年証券取引所法 一般規則及び規制 [17 CFR Part 240]:
当該制度の対象企業	登録証券の発行体(資産が1,000万ドルを超える企業で、その証券を500人を超える所有者が保有している企業を含む)
当該制度に基づき公表される報告書の種類	 年次報告書(同法セクション13又は15(d)) 四半期報告書(同法セクション13又は15(d)) なお、17 CFR Part 240, 規則12b-23では、SECに提出した文書を参照して、SECに提出するステートメントや報告書の証拠として組み込むことを可能としている。具体的には、Form 10-KのパートI及びIIIは証券保有者向けの年次報告書を、パートIIIIは、取締役の選任に係る最終的な委任状ステートメント又は最終的な情報ステートメントを参照して組み込むことが可能。
当該制度で求められ る報告の方法	EDGAR (Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval)システムを通じて提出
当該制度による開示の時期	 ■年次報告書 大規模早期登録企業(accelerated filers):報告書の対象年度末後60日以内 早期登録企業:報告書の対象年度末後75日以内 その他すべての登録者:報告書の対象年度末後90日以内 ■四半期報告書 大規模早期登録企業及び早期登録企業:四半期末後40日以内 その他すべての登録者:四半期末後45日以内



(1)制度開示の概要(米国)

当該制度に基づく主な開示要求事項

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
年次報告書 (Form 10-K)	財務	財務諸表と補足データ会計及び財務開示に関する会計士の変更、及び会計士との意見の相違、管理と手順、その他の情報、査察を妨げる 外国管轄権に関する開示
	戦略・重点領域	 ビジネス、リスク要因、未解決のスタッフコメント、サイバーセキュリティ 不動産 法的手続き 登録者の普通株式、株主関連事項、及び発行者の株式証券の購入の市場 財務状況と経営成績に関する経営陣の議論と分析、市場リスクに関する定量的・定性的開示
	ガバナンス	 取締役、執行役員とコーポレート・ガバナンス 役員報酬 特定の受益者及び経営者の有価証券所有権及び関連する株主事項 特定の関係及び関連取引、及び取締役の独立性 主席会計士の手数料とサービス 提示・決算スケジュール
	社会	• 鉱山安全開示(石炭またはその他の炭鉱の運営者、または子会社にその運営者を有する発行者に対し、委員会に提出する定期報告書において、特定の安全衛生違反に関する情報を開示することを義務付け)
	環境	• 事業内容、法的手続き、リスク要因、MD&Aの各項目における気候関連リスクの考慮(2010年任意ガイダンス公表。 2024年3月6日、新たに気候関連開示の新規則を採択)
四半期報告書 (Form 10-Q)	財務	財務諸表管理と手順株式の無登録販売、収益の使用、及び株式の発行者の購入上位証券のデフォルト
	戦略・重点領域	財務状況と経営成績に関する経営陣の議論と分析市場リスクに関する定量的・定性的開示法的手続き、リスク要因
	社会	• 鉱山安全開示

(注)開示項目の分野分類の仕訳判断は三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる。



(1)制度開示の概要(米国)

当該制度に基づく主な開示要求事項

(参考)

- ■委任状ステートメントの記載事項
- (1)日時、場所の情報
- (2)委任の取消の可能性
- (3)反対者の評価権
- (4)勧誘者
- (5)議決事項における特定の者の利益
- (6)議決する証券保有者及びその主要保有者
- (7)取締役及び執行役員 ※取締役の選任の議決がある場合
- (8)取締役及び執行役員の報酬 ※取締役の選任等の議決がある場合
- (9)独立公認会計士
- (10)報酬計画 ※報酬が支払・配分される計画の議決がある場合
- (11)取引目的以外の有価証券の認可又は発行
- (12)有価証券の変更又は取引
- (13)財務情報及びその他の情報
- (14)合併、統合、買収及び類似の事項
- (15)財産の取得又は処分
- (16)会計の再表示
- (17)報告に関する行動
- (18)提出が不要な事項
- (19)憲章、規約、又はその他の文書の修正
- (20)その他の提案された行動
- (21)議決権行使の手順
- (22)投資会社の委任状ステートメントに必要な情報
- (23)住所を共有する証券保有者への文書の送付
- (24)役員報酬の株主承認
- (25)展示



その他各国制度開示の特色、又は国による違いがある項目

■ 紛争鉱物規則

- 2010年のドッド・フランク法により、SECは「紛争鉱物」が製品の機能または生産に必要な場合は紛争鉱物の使用を開示することを義務付ける規則を制定。
 同法第1502条は、武装グループによる紛争鉱物の開発・取引がコンゴ民主共和国(DRC)地域の紛争の資金調達に役立ち、緊急の人道危機の一因となっているという懸念から制定されたもの。1934年証券取引法改正により第13条(p)が追加された。
- 対象企業・開示書類:タンタル、錫、金、タングステンなどの鉱物を使用する上場企業は、Form SDで開示をしなければならない。
- 紛争鉱物報告書に記載すべき事項:
 - 紛争鉱物報告書の提出を義務付けられている企業は、紛争鉱物の供給源と加工・流通過程の管理についてデューデリジェンスを実施しなければならない。デューデリジェンス措置は、経済協力開発機構(OECD)のデューデリジェンスガイダンスなどの国内または国際的に認められたデューデリジェンスの枠組みに準拠している必要がある。
 - 企業が自社製品を「DRC紛争フリー」と判断した場合、つまり、鉱物が対象国から産出された可能性があるが、武装勢力に資金提供したり、利益を得たりしていないと判断した場合、紛争鉱物報告書について第三者監査を受け、監査報告書を紛争鉱物報告書に含める。「DRC紛争フリー」と認定されない場合、DRC紛争不確定についてもそれぞれ追加要件がある。他、リサイクルまたはスクラップ品からの原料のデューデリジェンスについても開示項目を規定。

(出所) US SEC FACT SHEET "Disclosing the Use of Conflict Minerals", Modified: March 14, 2017 (https://www.sec.gov/opa/Article/2012-2012-163htm---related-materials.html)

■ 気候関連開示の強化・標準化最終規則

- 2024年3月6日、SECは登録明細書および年次報告書で特定の気候関連情報の開示を義務付ける最終規則を採択。
- 主な開示項目:
 - 重要な気候関連リスク
 - そのようなリスクを軽減または適応するための活動
 - 取締役会による気候関連リスクの監督および重要な気候関連リスクの管理における経営陣の役割に関する情報
 - 事業、経営成績、または財務状況にとって重要な気候関連のターゲット又はゴールに関する情報。
 - 特定の大規模登録会社については、重要なスコープ1および/またはスコープ2の温室効果ガス(GHG)排出量に関する情報、及び限定的保証。
 - 異常気象その他の自然条件による財務諸表への影響(コストや損失など)の開示。

(出所)2024年3月6日付SEC FACT SHEET "The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures: Final Rules" (https://www.sec.gov/files/33-11275-fact-sheet.pdf)

なお、2010年にはSECより気候関連リスク開示ガイダンスが公表されていたが、解釈にとどまっていた。同ガイダンスは、10-Kの事業内容、法的手続き、リスク要因、MD&Aにわたり気候変動問題に係る開示が求められる可能性を概説。

(出所) Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change, Release No. 33-9106 (Feb. 2, 2010) [75 FR 6290 (Feb. 8, 2010)] (https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2010-02-08/pdf/2010-2602.pdf)

- EEO-1コンポーネントレポート(雇用主情報報告)
 - EEO-1は、米国雇用機会均等委員会(EEOC)によって義務付けられている調査。従業員数100名以上の雇用主から労働者の性別、人種、民族等に関する データを職種別に収集し人口統計学的内訳を提供することを目的とするもの。
 - 報告データは機密情報として扱われるが、本調査では、従業員の多様性のスナップショットであるEEO-1を自主的にウェブサイトで開示する企業もみられた。 (出所)U.S. Equal Employment Opportunity Commissionウェブサイト"EEO Data Collections" (https://www.eeoc.gov/data/eeo-data-collections)



2.3 英国



	2006年会社法(Companies Act 2006)
各国における開示関連制 度の根拠、制定経緯	2006年会社法(Companies Act 2006)は、イギリスの国際的競争力を高めるために会社法を現代化することを目的として従前の1985年会社法を全面改定して制定された。第380条より決算および報告書について定める。
当該制度の対象企業	開示義務適用対象は、会社の規模や形態によって異なる(444~448C条)。
当該制度に基づき公表される報告書の種類	 年次計算書(annual accounts) 取締役報酬報告書(director's remuneration report) *上場会社のみ対象。小会社、中規模会社は免除(444、445条) 戦略報告書(strategic report) *小会社は免除(414A条) 取締役報告書(director's report) *小会社は免除(415A条) コーポレートガバナンス・ステートメント(corporate governance statement) *小会社、中規模会社は対象外(444~445条) 上記に関する監査報告書(auditor's report)
当該制度で求められる報告の方法	 年次計算書:上場会社及び非上場会社はウェブサイト上で公表。(430条) 取締役報酬報告書:上場会社又は非上場会社で、取締役報酬方針の改訂、取締役の退任、株主による取締役報酬方針の承認を行った場合は、年次計算書・報告書を公表しているウェブサイト上で公表。(430条)
当該制度による開示の時 期	公開会社の場合、決算日から6か月以内に年次計算書及び報告書類を登記所(Companies House)に提出(442条)



2006年会社法(Companies Act 2006)

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
年次計算書	財務	会社法基準適用個別計算書類の場合は以下のとおり。(396条) -登記されている英国の地域 -会社の登録番号 -公開会社か非公開会社か/株式有限会社か保証有限会社か -登記住所 -適切な場合は、清算済みであること -会計年度末日時点における貸借対照表 -損益計算書 国際会計基準(IAS)適用個別計算書類の場合は以下のとおり。(397条) -登記されている英国の地域 -会社の登録番号 -公開会社か非公開会社か/株式有限会社か保証有限会社か -登記住所 -適切な場合は、清算済みであること
	社会	 年次計算書(注記欄)(411条) 平均雇用者数(小会社以外は、取締役が選択する各カテゴリー別の平均人数も記載) 会計年度中の総人件費 会社が従業員に代わって負担する社会保障費 その他に発生した年金コスト
取締役報酬報告書 (421条) コーポレートガバナンス・ステートメント (446条)	ガバナンス	 取締役報酬報告書(421条):実施規則で定める情報 コーポレートガバナンス・ステートメント:FCAが作成した開示透明性規則ソースブックで定める情報



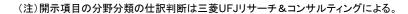
2006年会社法(Companies Act 2006)

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
戦略報告書 (414C条)	戦略·重点領域	・会社の事業の公平なレビュー(a fair review) -財務KPIを用いた会計年度における会社の事業の発展と業績に関する分析 -必要に応じて、環境問題や従業員に関する情報など、その他のKPIを用いた分析 ・会計年度末時点における会社の事業のポジション ・会社が直面する主なリスクと不確実性の説明 ・172条に基づく取締役の善管注意義務の履行に関するステートメント(中規模会社は免除) <上場会社の追加要件> ・会社の事業の発展、業績、ポジションの理解に必要な範囲で、以下を開示しなければならない。 -会社の事業の発展、業績、ポジションに影響を及ぼすと思われる主な傾向と要因
		-環境問題(会社の事業が環境に与える影響を含む)、従業員、社会、コミュニティ、人権問題に関する情報と、これらに関する会社方針及びその有効性。これらの情報が含まれていない場合は、どの情報が含まれていないかを明記しなければならない。 ・戦略 ・ビジネスモデル ・男女別の取締役、上級管理職、従業員の人数
	社会	・上場会社の場合、会社の事業の発展、業績、ポジションの理解に必要な範囲で、以下を開示しなければならない。*再掲 -従業員、社会、コミュニティ、人権問題に関する情報と、これらに関する会社方針及びその有効性。これらの情報が含まれていない場合は、どの情報が含まれていないかを明記しなければならない。 ・男女別の取締役、上級管理職、従業員の人数
		・上場会社、銀行、保険会社は、会社の発展、業績、ポジション、及びその活動の影響を理解するために必要な範囲で、以下の情報を非財務情報及びサステナビリティ情報ステートメントに含めなければならない。 -社会問題、人権尊重、腐敗・贈収賄防止 -ビジネスモデルに関する簡単な説明 -社会問題、人権尊重、腐敗・贈収賄防止に関する会社の方針、方針に従って実施したデューディリジェンスのプロセス
		-方針の結果 -主要なリスク(悪影響を及ぼす可能性があるビジネス関係・製品・サービス、主要なリスクの管理方法) -非財務的KPI



2006年会社法(Companies Act 2006)

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
戦略報告書 (414C条) (続き)	環境	・上場会社の場合、会社の事業の発展、業績、ポジションの理解に必要な範囲で、以下を開示しなければならない。*再掲 -環境問題(会社の事業が環境に与える影響を含む)に関する情報と、これらに関する会社方針及びその有効性。これらの 情報が含まれていない場合は、どの情報が含まれていないかを明記しなければならない。
		く上場会社、銀行、保険、証券会社の追加要件> ・非財務情報及びサステナビリティ情報ステートメントを含めなければならない。(小会社、中規模会社、親会社でなく従業員が500名以下の会社、グループ全体で従業員が500名以下の会社は免除) ・非財務情報及びサステナビリティ情報ステートメントには、以下の気候関連財務情報開示を含めなければならない。 -気候リスク・機械の評価・管理に関するガバナンス体制 -気候リスク・機会の特定・評価・管理の方法 -気候リスク・機会の特定・評価・管理プロセスが会社全体のリスク管理プロセスにどのように組み込まれているか -主要な気候リスク・機会及びこれらの対象期間 -主要な気候リスク・機会がビジネスモデルと戦略に与える実際の及び潜在的な影響 -様々な気候シナリオを考慮したビジネスモデルと戦略のレジリエンスの分析 -気候リスク・機会の管理に用いている目標及びその実績 -目標の進捗管理に使用しているKPI及びその計算方法 ・上場会社、銀行、保険会社は、会社の発展、業績、ポジション、及びその活動の影響を理解するために必要な範囲で、以下の情報を非財務情報及びサステナビリティ情報ステートメントに含めなければならない。 -環境問題(事業が環境に与える影響を含む) -ビジネスモデルに関する簡単な説明 -環境問題に関する会社の方針、方針に従って実施したデューディリジェンスのプロセス -方針の結果
		-主要なリスク(悪影響を及ぼす可能性があるビジネス関係・製品・サービス、主要なリスクの管理方法) -非財務的KPI





	2000年金融サービス市場法(FCAハンドブック)
各国における開示関連 制度の根拠、制定経緯	従前の1986年金融サービス法を改定し、保険業、証券業、銀行業の規制当局として英国金融庁(当時)を創設。さらに、2012年金融サービス法により、金融庁は金融行為規制機構(FCA)と健全性監督機構(PRA)に分かれた。 FCAには同法に基づき株式発行体に対する開示要件を定める権限が付与される。FCAは「FCAハンドブック」を定め、その中に上場規則(Listing Rules: LR)や開示ガイダンス・透明性規則(Disclosure Guidance and Transparency Rules sourcebook: DRT)等が定められている。
当該制度の対象企業	・ 取引所上場企業:上場基準は「プレミアム」と「スタンダード」の2つ (注)2023年12月、上場規則を緩和し2つの上場基準を一本化する提案がなされたところ(2024年下半期の実施見込)
当該制度に基づき公表される報告書の種類	 年次財務報告書:以下を含む(DTR4.1.5) (1)監査済み財務諸表 (2)経営報告書(management report) (3)責任声明(responsibility statements) 加えて、年次報告書および決算書の内容はLR9.8にも規定。 半期財務報告書:以下を含む(DTR4.2.3) (1)財務諸表の要約セット (2)期中経営報告書 (3)責任声明 なお、英国では2014年に四半期報告が任意化されている。2004年EU透明性指令による上場企業への四半期開示義務化を受けて国内法制化の後、2013年に同指令の改正による見直しを受けて再び見直されたもの。
当該制度で求められる 報告の方法	• 年次財務報告書は、XHTML形式で作成する必要がある。(DTR4.1.15)
当該制度による開示の時期	アニュアルレポートの発行(DTR4.1.3):各会計年度末の遅くとも4か月後に年次財務報告書を公表。 (注)会社法の規定より早いため、上場企業は実質的にこれに規定される。



FCAハンドブック

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
監査済み財務諸 表(DTR 4.1.6)	財務	(1) 発行者が連結財務諸表を作成する必要がある場合、監査済財務諸表は以下で構成されなければならない: (a) 英国が採用したIFRSに従って作成された連結財務諸表。 (b) 英国法に従って作成された親会社の財務諸表 (2) 発行体が連結財務諸表を作成する必要がない場合、監査済財務諸表は、英国法に従って作成された財務諸表から構成されなければならない。
経営報告書 (年次) (DRT4.1.8~ 4.1.9)	戦略·重点領域	・ 経営報告書には以下を含む。(DTR4.1.8) (1)発行体の事業の公正なレビュー (2)発行体が直面している主なリスクと不確実性の説明 ・ レビューは、次の条件を満たす必要がある(DTR4.1.9) (1)次のバランスの取れた包括的な分析であること。 (a)会計年度中の発行者の事業の発展と業績 (b)その年末における発行者の事業の発展と業績 (b)その年末における発行者の事業の位置、ビジネスの規模と複雑さと一致している。 (2)発行体の事業の発展、業績、または地位を理解するために必要な範囲で、以下を含む。 (a)財務重要業績評価指標(KPI)を用いた分析(発行体の事業の発展、業績、または地位を効果的に測定できる参照要因であること(DTR4.1.10)) (b)適切な場合、環境問題および従業員事項に関する情報を含む他の主要業績評価指標を使用した分析。 (3)必要に応じて、発行体の年次財務諸表に含まれる金額への言及および追加の説明を含める。 ・ 経営報告書には次の情報も記載する必要がある(DTR4.1.11) (1)会計年度末以降に発生した重要なイベント(損益計算書・貸借対照表に反映、又は監査済み財務諸表の注記で開示されている場合を除く) (2)発行体の将来の展開の可能性 (3)研究開発分野における活動 (4)自己株式の取得に関する情報 (5)発行者の支店の存在。 (6)発行体による金融商品の使用に関連し、その資産、負債、財政状態及び損益の評価のための資料がある場合: (a)ヘッジ会計が使用される主要な予測取引のそれぞれの種類をヘッジするための方針を含む、発行体の財務リスク管理の目標と方針 (b)発行体の価格リスク、信用リスク、流動性リスク、キャッシュフローリスクへのエクスポージャー



FCAハンドブック

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
年次報告書		• 年次報告書および決算書に記載する情報(LR 9.8.4): DTR 4.1に規定の要件に加えて、上場企業は該当する場合に以下を年次財務
および決算 書(LR9.8)	財務、ガバナンス関連	報告書に含める。 (1) 当審査期間中に当グループが資産計上した利息の金額と、関連する税額控除額の表示 (2) LR 9.2.18 R(未監査財務情報の公表)が要求する情報 (4) LR 9.4.3 Rで義務付けられている長期インセンティブ制度の詳細 (5) 会社の取締役が会社または子会社の事業からの報酬を放棄した、または放棄することに同意した取り決めの詳細 (6) 取締役が将来の報酬を放棄することに合意している場合は、当該放棄の詳細と、当該レビュー期間中に放棄された報酬に関する詳細 (7)当期中に、当該株式の保有割合に比例して当社株式の保有者に対して行われた持分有価証券の現金割当てで、当社の株主から特に承認を受けていないものの場合 (8)当社の非上場の主要な子会社の事業について第7項に規定する情報の提供 (9)上場会社が発行済株式を上場しており、他の会社の子会社である場合、当期中に行われた配置への親会社の参加の詳細 (10)当期中に存続する重要な契約の詳細
		(11)支配株主による上場会社またはその子会社へのサービス提供契約の詳細 (12)株主が配当を放棄した、または放棄することに同意した取り決めの詳細 (13)株主が将来の配当金を放棄することに同意した場合、当該放棄の詳細と当期に支払われる配当金に関する事項 (14)取締役会声明
	ガバナンス関 連	・ 追加情報(LR9.8.6):英国で設立された上場会社は以下の追加項目を含める (1) レビュー対象期間の末日における上場会社の取締役である各人のすべての利害(市場濫用規制第19条に基づき会社に通知可能な取引に関するもの)を記載した声明 (2)当期末時点でDTR 5に従って上場会社に開示された持分を示す声明等 (3) 取締役による以下の声明:(a) 継続企業を前提とした会計基準の採用の妥当性(英国コーポレートガバナンス・コード(CGC)第30項に定める情報を含む)、(b) 会社の見通しに関する取締役による評価(英国CGC第31項に定める情報を含む)。財務報告評議会が2014年9月に公表した「リスク管理、内部統制および関連する財務および事業報告に関するガイダンス」に従って作成されていること (4)自社株式の購入等に関する声明 (5)英国CGCに定める原則をどのように適用したかの記述 (6)英国CGC遵守声明 (7)取締役会による株主への報告(LR9.8.8に規定する情報を含む)
	環境	(8)TCFD提言・推奨開示と整合的な気候関連財務情報開示に関する声明
	社会	(9)取締役会の多様性に関する声明 (10)取締役会及び経営幹部の個人の民族的背景及び性自認または性別に関する数値データ(LR9.8.6に規定)
	その他	(11) 開示を行う目的で使用するデータの収集に関する上場会社のアプローチの説明



その他各国制度開示の特色、又は国による違いがある項目

- 2010年平等法(ジェンダーペイギャップ情報)規則
 - 2017年4月6日発効
 - 毎年特定の日(「スナップショット日」)に250人以上の従業員を抱える雇用主は、男女賃金格差データを報告しなければならない。
 - 公表される報告書の種類:ジェンダーペイギャップレポート
- 現代奴隷法(2015年制定)
 - 対象企業:営利団体は、以下のすべての基準に該当する場合、年次報告書を公表する必要がある:
 - 法人組織又はパートナーシップ/英国内で事業または事業の一部を営む/商品またはサービスを供給している/年間売上高3.600万ポンド以上
 - 公表される報告書の種類:現代奴隷法声明
 - 当該制度で求められる報告の方法:現代奴隷法に関する声明を毎年更新し、英国のウェブサイトで公開する。
 - 取締役会(またはこれに準ずる経営機関)の承認を得る
 - 取締役(または同等のもの)または指定されたメンバー(LLPの場合)から署名を取得する
 - 政府の登録簿への声明の追加(任意・法制化未了)
 - 英国内務省は2021年より政府の現代奴隷法に関する声明登録を開始。
 - 企業は最新の声明を登録簿に追加して、サプライチェーンにおける現代奴隷制を防ぐために組織が講じている手順を共有することができる。
 - 登録簿では組織に関する基本情報と声明を提供する必要がある。
 - 声明の提出を義務付けられている企業の場合、2015年現代奴隷法第54条の改正案として、将来的に登録簿に追加することが義務付けられる見込み。

(出所)英国政府Guidance: Publish an annual modern slavery statement (https://www.gov.uk/guidance/publish-an-annual-modern-slavery-statement#who-needs-to-publish-a-statement)

- 法定ガイダンスである「サプライチェーンの透明性:実践ガイド」において、会社法との関係を以下の通り説明。
 - 4.3 組織は、すでに現代奴隷制の問題に対処するための 手続きを実施していたり、特定の方針(CSRや倫理的 取引活動など)を持っていたりし、すでに何らかの 形で開示している可能性がある(例えば、2006年会社法 第4章Aで義務付けられている戦略的声明など)。したがって、組織がゼロから始める必要はない。他の関 連報告書で使用されている関連資料はすべて、組織の奴隷・人身取引に関する声明で使用することができる。記述は真実であるべきであり、実際に行われた、ま たは開始されたステップに言及すべきである。
 - 2006年会社法(戦略報告書および取締役報告書)規則2013もまた、英国の上場企業に対し、戦略報告書の中で「会社の事業の発展、業績または地位を理解するために必要な場合」に人権問題について報告することを求めている。
 - 財務報告評議会は、戦略報告書の作成方法に関するガイダンスを発表しており、その中には、戦略報告書全体の作成プロセスにおいて人権関連事項をどのよう に考慮するかが含まれている。
 - 2014年10月採択のEU会計指令(2013/34/EU)を改正する指令(2014/95/EU)は、平均従業員数が500人の公益事業体である大規模事業体に対し、経営報告書の一部として「非財務報告書」を作成することを求めている。非財務報告書は、「最低限、環境、社会、従業員に関する事項、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止に関する事項を含む、事業の発展、業績、地位、活動の影響を理解するために必要な範囲で」情報を提供しなければならない。相違はあるが、2006年会社法第15編第4章Aに含まれる戦略報告書の要件に類似している。

(出所) Statutory guidance: Transparency in supply chains: a practical guide, Updated 13 December 2021 (<a href="https://www.gov.uk/government/publications/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transparency-in-supply-chains-a-guide/transp



2.4 ドイツ



	商法典(Handelsgesetzbuch: HGB)/株式会社法(Aktiengesetz: AktG)
各国における開示 関連制度の根拠、 制定経緯	ドイツ商法典は、商取引を行う特定の当事者及び特定の経済的行為・経済活動に関する民法の特別法として1897年制定、1900年発効。 EU会計指令の影響を受ける。上場・連結財務諸表作成会社には国際会計基準IFRS適用が求められる。 開示関連制度については、併せてドイツ株式会社法(Aktiengesetz: AktG)も参照する必要がある(1937年1月制定、最終改正2021年8月)。
当該制度の対象企業	 開示義務適用対象(HGB§325、§264a): 有限会社(GmbH)および有限責任事業会社(UG) 株式会社(AG) 株式有限責任組合(KGaA) 登録協同組合(e. G.) 合名会社(OHG)および合資会社(KG) 開示要件: 大企業、中堅企業、小企業、零細企業によって異なる(HGB§267)。 (1)「小資本会社」とは、以下の3つの基準のうち、少なくとも2つの基準を超えない資本会社を指す:1. 貸借対照表の総額が6百万ユーロ。2. 貸借対照表日前12ヶ月間の売上高が12百万ユーロ。3. 会計年度の平均従業員数50名。(2)「中規模株式資本会社」とは、第(1)項に定める3つの基準のうち少なくとも2つの基準を超え、かつ次の3つの基準のうち少なくとも2つの基準を超えない株式資本会社を指す:1. 貸借対照表の合計が20百万ユーロ。2. 貸借対照表日以前の12ヶ月間の売上高が40百万ユーロ。3. 会計年度の平均従業員数が250名。(3)「大資本会社」とは、第(2)項に定める3つの基準のうち少なくとも2つを超える株式資本会社を指す。第264d条に規定される株式資本会社(※株式公開会社を指す)は、いかなる場合においても株式資本大会社とみなされる。 HGB§326,§327により、中堅・中小・零細は開示義務を簡素化される。
当該制度に基づき公表される報告書の種類	■HGB§ 325: ・年次財務諸表(annual financial statements) ・経営報告書(management report): HGB§ 289(連結/統合の場合§ 315)に内容を規定。非財務報告書の作成についてを含む。 ・監査報告書(auditor's report)(該当する場合) ■HGB§ 290: ・コーポレート・ガバナンス声明(HGB§ 290 fにおいてAktG§ 161の内容を参照、および追加規定あり) ・報酬報告書(HGB§ 290 fにおいてAktG§ 162の内容規定を参照) ■AktG: ・年次財務諸表と経営報告書(AktG§ 150~§ 160、主に財務諸表の規定) ・コーポレートガバナンス・コード宣言(Declaration stipulated by the Corporate Governance Code): AktG§ 161 ・報酬報告書(Remuneration report): AktG§ 162
当該制度で求めら れる報告の方法	官報への掲載(HGB § 325(1)第2文):書類は、通知による掲載を可能にする形式で、連邦官報の運営者に電子的に提出。
当該制度による開示の時期	報告義務:ドイツ国内に本店を有するグループの親会社は、グループ会計年度の最初の5ヶ月間に、グループの過年度の連結財務諸表および 連結経営報告書を作成しなければならない。親会社が第325条第4項第1文にいう株式資本会社の場合、連結財務諸表およびグループの過年 度の連結経営報告書は、グループの会計年度の最初の4ヶ月の間に作成されなければならない。(HGB § 290) 開示書類(年次財務諸表、経営報告書、監査報告書(該当する場合))は、株主に提示された時点で直ちに公表、遅くとも当該会計年度終了後 search 2分表は内に公表(HGB第325条第1項第1号)。上場企業の場合、その期限は最長4ヶ月。(HGB § 325)

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
経営報告書	財務、 戦略・重点領域	(1)経営報告書は、株式資本の会社の経営成績を含む事業展開とその状況を、その実情に即して正確に示すものとする。 ・経営報告書には、会社の事業活動の範囲と複雑さに見合った、会社の事業展開とそのポジションに関するバランスの取れ
(HGB § 289)		た包括的な分析が含まれなければならない。 ・分析は、会社の事業運営に最も関連する主要な財務業績評価指標を含み、年次財務諸表に示されている金額と提供される
		<u>情報を参照して、それらを説明すること。</u> ・経営報告は、会社の将来の発展の可能性、および直面する重要な機会とリスクを評価し、そのための説明を提供すること。
		評価の根拠となる仮定を述べること。 ・国内発行者(証券取引法第2条(1))として有価証券を発行する株式資本会社の代表機関の構成員(証券取引法第2条(14))で、 第327a条の意味における株式資本会社ではない者は、経営報告書に添付する書面による宣言において、次のことを保証し
		お3277 まからからない。
		(2) 経営報告には、次の事項も記載するものとする。 1.a)ヘッジ会計が使用される取引の各主要なタイプのヘッジに使用される方法を含む、当社のリスク管理の目的と方法、お
		よびb) 価格リスク、信用リスク、流動性リスク、キャッシュフローリスクに対する当社のエクスポージャー。いずれの場合も、当社による金融商品の使用に関して、また、その地位または将来の発展の可能性を評価するための資料がある場合。
		2. 研究開発分野における活動、 3.会社の既存の支店。
	理培. 社会	株式会社法第160条第1項第2号に基づき注記で情報を提供する場合、経営報告書は当該情報を参照するものとする。
	環境·社会	(3) <u>会社が大規模株式資本企業(第267条(3))である場合、環境問題や従業員に関する情報などの非財務的業績指標につ</u> いても、会社の事業展開や地位を理解するために関連する限り、第(1)項第3文が準用される。
	ガバナンス	
		(4) 第264d条にいう株式資本会社は、財務報告プロセスに関する内部統制プロセスおよび内部リスク管理システムの主要な 特徴を、経営報告書に記載しなければならない。



開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
開示書類 経営報告 (HGB § 315 :連 結)	財務、戦略・重点領域	(1)連結経営報告書は、グループの業績及び位置付け等の事業展開を、その実情に即して正確に記載するものとする。 ・事業運営の範囲と複雑さと一致する、グループの事業展開とその立場のバランスの取れた包括的な分析を含む・分析は、事業運営に最も関連する主要な財務業績指標を含み、連結財務諸表に示された金額および提供された情報を参照して説明を提供・連結経営報告は、グループの将来の発展の見通し、重要な機会及びリスクを評価し、その説明を行う。この評価の根拠となる仮定を述べる必要がある。 ・国内発行体(証券取引法第2条(14))として有価証券を発行する親会社の代表機関の構成員(証券取引法第2条(14))であって、第327a条にいう意味での株式資本会社ではないものは、連結経営報告書に添付する宣言書において、次のことを保証しなければならない。連結経営報告は、業績を含む当社グループの事業展開及びその実情に即した位置付けを的確に記述しており、第4文にいう重要な機会とリスクが記述されている。 (2) 連結経営報告には、次の事項も記載するものとする。 1. a) ヘッジ会計が使用される主要な取引の各タイプのヘッジに使用される方法を含む、グループのリスク管理の目的と方法 b) 価格リスク、信用リスク、流動性リスク、キャッシュフローリスクに対する当社グループのエクスポージャーしいずれの場合も、グループによる金融商品の使用に関して、また、その立場や将来の発展の可能性を評価するための材料となる場合。 2. 研究開発分野における当社グループの活動 3. 連結財務諸表に総称して計上されている事業所のうち、当社グループの立場を把握するための重要なもの親会社が株式会社である場合には、その連結経営報告において、株式会社法第百六十条第一項第2号の規定により注記すべき事項を記載。
		(5) 連結財務諸表と注記との結合に関する第298条第2項が準用される。
	環境 社会	(3) 第(1)項第3文は、グループの発展またはその地位を理解するために関連する限りにおいて、環境および従業員に関する事項などの非財務的業績指標にも適宜適用される。
	ガバナンス	(4) 連結財務諸表に含まれる親会社または子会社の事業が第264d条の意味において公開されている場合、連結経営報告書は、グループの財務報告プロセスに関する内部統制プロセスおよび内部リスク管理システムの主要な特徴についても言及しなければならない。





開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
非財務報告書	作成義務等	・ 非財務報告書の作成義務、免除規定(HGB289b) (1) 株式資本会社は、以下の基準を満たす場合、非財務報告書によって経営報告書を補足することができる: 1. 第267条第3項第1号の前提条件を満たす株式資本会社 2. 第264条の意味において公開取引されている株式資本会社 3. 年間平均500人以上の従業員を雇用している株式資本会社 第267条(4)(5)はこれに応じて準用される。非財務報告書が経営報告書の独立した章を構成する場合、株式資本会社は経営報告書の他の箇所に記載された非財務情報を参照することができる。 【中略】 (3) (1)項にいう株式資本会社は、同じ会計年度について、経営報告書とは別に非財務報告書を作成し、以下の前提条件を満たす場合にも、非財務報告書によって経営報告書を補足する義務を免除される: 1. 最低限、当該非財務報告書が第2896条に規定される内容に関する要件を満たしていること。 2.株式資本会社が以下の方法により、個別の非財務報告書を一般に公開する場合。 a) 第325条に従い、経営報告書ともに開示する、または以下の方法により開示。 b) 貸借対照表日後4ヶ月以内に、少なくとも10年間、株式資本会社のウェブサイト上で公表する(経営報告書がこの公表に言及し、ウェブサイトを引用する場合)。 第(1)項第3文、第2896条には、非財務報告書が、その実質についてチェックされた場合、当該チェックによって得られた結果の評価は、非財務報告書たは個別非財務報告書が、その実質についてチェックされた場合、当該チェックによって得られた結果の評価は、非財務報告書または個別非財務報告書が、その実質についてチェックされた場合、当該チェックによって得られた結果の評価は、非財務報告書または個別非財務報告書が、その実質についてチェックされた場合、当該チェックによって得られた結果の評価は、非財務報告書をが、または個別非財務報告書では、非財務報告書の作成において、国内、EU、または国際的な枠組みに依拠することができる。直明書には、株式資本会社が非財務報告書の作成においてフレームワークに依拠したかとうか、また、依拠した場合にはどのフレームワークに依拠したかを明記し、依拠しなかった場合には、フレームワークに依拠しなかった理由を明記しなければならない。
29 Mitsu	戦略・重点領域 環境 社会 ガバナンス	非財務報告書の内容(HGB289c) (1) 第289b条にいう非財務諸表には、株式資本の会社のビジネスモデルに関する簡単な説明を含める。 (2) さらに、非財務報告書は、最低限以下の点について言及しなければならない: 1.環境問題:例えば、温室効果ガスの排出、水の消費、大気汚染、再生可能・非再生可能エネルギーの使用、生物多様性の保護に関する情報、2.従業員関連事項:例えば、男女平等、労働条件、国際労働機関(ILO)の基本条約の実施、労働者の情報提供・協議の権利の尊重、社会対話、労働組合権の尊重、労働安全衛生を確保するために取られた措置に関する情報、3.社会的事項:例えば、地方または地域レベルでの対話、または地域社会の保護と発展を確保するために取られた措置に関する情報、4.人権の尊重:例えば人権侵害の防止に関する情報、5.汚職・贈収賄との闘い:例えば、汚職・贈収賄と闘うための制度に関する情報。 1

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
コーポ レート・ガ バナンス に関する 声明 (HGB § 289f)	ガパナンス	(1) 証券取引所に上場している株式会社、および証券取引法第2条第11項にいう組織的市場での取引のために株式以外の有価証券を独占的に発行している株式会社であって、証券取引法第2条第8項第1文第8号にいう多角的取引機関において、その発行済株式が自らの意思で取引されている株式会社は、経営報告書に、当該経営報告書の独立したセクションを構成するコーポレート・ガバナンスに関する説明書を記載しなければならない。コーポレート・ガバナンスに関する声明は、会社のウェブサイトで一般に公開されることもある。その場合、経営報告書にはウェブサイトへの言及が含まれる。 (2)コーポレート・ガバナンスに関する声明には以下を記載する: 1. 株式会社法(AktG)第161条に基づく宣言; 1a. 株式会社法第162条に定義される報酬報告書、株式会社法第87a条(1)および(2)第1文に定義される報酬制度、および株式会社
		18. 休丸云化広第102米に定義される報酬報告書、株丸云化広第674米(1)のよび(2)第1メニ定義される報酬制度、あよび休丸云和 法第113条(3)に定義される付与報酬に関する直近の決議に関する監査役の意見とともに、前会計年度の報酬報告書が公開されている会社のウェブサイトへの参照: 2. 法律の要件を超えて適用されるガバナンス慣行に関する関連情報: 3. 経営委員会および監査委員会の運営方法、ならびに委員会の構成および運営方法の説明: 4. 株式会社法第76条第4項及び第111条第5項に基づき、女性比率の目標値及びその達成期間を定め、「ゼロ」を目標値とした根拠を提供する義務を負う第(1)項にいう株式会社の場合:規定及び根拠、並びに当該期間中に規定された目標値が達成されたか否かの記述、達成されなかった場合はその理由を提供すること: 5. 証券取引所に上場している株式会社で、株式会社法第96条(2)項および(3)項に基づき、監査役会の男女それぞれの選任に適用される最低比率を遵守することになっている場合には、当該期間において最低比率を遵守したかどうか、および遵守していない場合にはその理由を記載すること: 証券取引所に上場している欧州の公開有限責任会社(SE)の場合、株式会社法第96条(2)項および(3)項を、欧州会社規約施行法(SE-Ausführungsgesetz)第17条(2)項または第24条(3)項に置き換える。 5. 証券取引所に上場している株式会社で、株式会社法第76条(3a)に従い、経営委員会のメンバーとして少なくとも1名の女性と少なくとも1名の男性を選任しなければならない場合には、当該期間において当該会社がこの要件を遵守したかどうかと、遵守していない場合にはその理由: 証券取引所に上場している欧州公開有限責任会社(SE)の場合、株式会社法第76条(3a)は、欧州会社規約施行法(SE-Ausführungsgesetz)第16条(2)または第40条(1a)に置き換えられる。 6. 第(1)項にいう株式会社のうち、第267条(3)項第1文および(4)~(5)項に基づく大株主会社の場合には、代表機関および監査役会の構成に関して、例えば年齢、性別、学歴および職歴などの側面に関して追求されている多様性政策の説明、ならびに当該多様性政策の目的、その実施内容および方法、ならびに報告期間中に達成された結果。
		【中略】 (5) 第(2)項第6号(第(3)項と合わせて読む)に従い、 <u>会社がダイバーシティの概念を追求しない場合、会社はコーポレート・ガバナンス・ステートメントにその説明を記載</u> しなければならない。



株式会社法(Aktiengesetz: AktG)

開示書類	分野分類 ^(注)	主な開示要求事項
コーポレート・ ガバナンス・ コードに関する 声明 (AktG § 161)	ガバナンス	(1) 上場企業の取締役会および監査役会は、連邦官報に、連邦法務・消費者保護省が公表した「ドイツ企業統治法に関する政府委員会」の勧告が遵守されており、今後も遵守されること、またはどの勧告が適用されていないか、または適用されないか、またその理由を毎年宣言する。 (2) 宣言書は、当社ウェブサイト上で恒久的に公開する。
報酬報告書 (AktG § 162)	ガバナンス	(1) 上場会社の取締役会および監査役会は、前会計年度に会社および同じグループの会社が、取締役会および監査役会の現在または元メンバーに付与および支払うべき報酬について、明確でわかりやすい報告書を毎年作成する(HGB290)。報酬報告書には、情報の内容が実際に入手可能である限り、記名式で次の情報を含める。 1.すべての固定報酬および変動報酬の構成要素、それらの相対的な割合、およびそれらが関連する報酬システムにどのように 対応するか、報酬が会社の長期的な発展をどのように促進するか、およびパフォーマンス基準がどのように適用されたかの説明。2.過去5会計年度の報酬の年次変化、会社の収益動向、およびフルタイム換算ベースでの従業員の平均報酬の比較プレゼンテーション(どの従業員グループが含まれていたかの説明を含む)。 3.付与または約定された株式およびストックオブションの数、および権利を行使するための主要な条件(行使価格、行使日、およびこれらの条件の変更を含む)。 4.変動報酬コンボーネントを回収する可能性が使用されたかどうか、およびどのように使用されたかに関する情報。5.取締役会の報酬制度からの逸脱に関する情報(逸脱の必要性の説明、逸脱が行われた報酬制度の特定の構成要素の指示を含む)。 6.第120A条(4)に基づく総会の決議または第120A条(5)に基づく議論がどのように考慮されたかの説明。 7.取締役会のメンバーの規定された最高報酬がどのように遵守されたかの説明。 (2) 取締役会の各取締役の報酬については、報酬報告書には、所定の福利厚生に関する情報も記載しなければならない。(3) 報酬報告書は、監事の監査を受ける。報酬報告書には、所定の福利厚生に関する情報も記載しなければならない。(5) 報酬報告書は、監事の監査を受ける。報酬報告書には、所定の福利厚生に関するデータを含めることはできない。元監査役会または監査役会の役員の個人情報は、各役員が雇用を終了した事業年度の末日から10年を経過した後に作成されるすべての報酬報告書から除外されなければならない。さらに、個人データは、第4項で言及された期間の満了後、ウェブサイトからアクセス可能な報酬レポートから削除する。(6) 報酬報告書には、合理的な商業的評価に照らして、会社に少なからぬ不利益をもたらす可能性のある情報を含める必要はない。なお、第1項のオブションを利用し、報酬報告書の公表後に開示を含まない理由が消滅した場合には、当該情報は、その後の報酬報告書に記載する。



2.5 EU



制度開示の概要(EU)

企業サステナビリティ報告指令(通称CSRD) (DIRECTIVE (EU) 2022/2464)

- 2023年1月5日発効。EUにおけるサステナビリティ報告の一貫性、比較可能性、信頼性を高めるため、2018年より適用済みの非財務情報開示指令 (NFRD)を改正し、情報開示義務の適用対象を拡大するとともに、開示項目を詳細化。
- これまでNFRDの適用対象となっていた一定規模以上の企業だけでなく、EU域内のすべての大企業とすべての上場企業(零細企業を除く)、及び一定 規模以上のEU域外企業に対し、サステナビリティに関する報告が義務付けられる。【第1条、第5条】
 - 「大企業」の定義:連続する2つの会計期間において、①総資産残高2千万ユーロ超、②純売上高4千万ユーロ超、③平均従業員数250人超、のうち2つ以上の条 件を満たす企業
 - 「零細企業」の定義:連続する2つの会計期間において、①総資産残高35万ユーロ、②純売上高70万ユーロ、③平均従業員数10人、のうち2つ以上の条件を超 えない企業
 - 適用対象となるEU域外企業:企業グループ全体のEU域内純売上高が直近2年間のいずれも15千万ユーロを超え、かつ、EU子会社が大企業又はEU域内上場 企業(零細規模を除く)に該当する、又はEU支店の前年の純売上高が4千万ユーロ超である企業
- 既にNFRD適用対象の企業は2024会計年度(2025年発行の報告書)から、NFRD適用対象外のEU大企業は2025会計年度(2026年発行の報告書) から、NFRD適用対象外のEU上場中小企業は2026会計年度(2027年発行の報告書)から、一定規模以上のEU域外企業は2028会計年度(2029年発 行の報告書)から、適用が開始される。【第1条、第5条】
- 開示項目は以下の通り。ただし、別途定める「欧州サステナビリティ報告基準」(ESRS)に従って報告する必要がある。【第1条】(次ページに記載)

✓ ビジネスモデルと戦 略の概要

サステナビリティの問題に関するリスクに対するビジネスモデルと戦略のレジリエンス

ビジネスモデルと戦略をサステナブルな経済への移行及び地球温暖化を1.5℃に抑制することと両立させるための計画(財務・投資計画を含む) ビジネスモデルと戦略がステークホルダーの利益とサステナビリティの問題へのインパクトをどのように考慮しているか

サステナビリティの問題に対する戦略の実施状況

サステナビリティの問題に関する機会

- ✓ サステナビリティの問題に関する期限付き目標(適切な場合、少なくとも2030年と2050年に向けたGHG排出削減目標を含む)とその達成に向けた進捗状況、環境要因 に関連する目標が科学的証拠に基づいているかどうかの説明
- ✓ サステナビリティの問題に関する管理・経営・監督機関の役割、及びその役割の遂行に関連する専門性とスキル、または専門性とスキルへのアクセスの説明
- ✓ サステナビリティの問題に関する方針
- ✓ 管理・経営・監督機関のメンバーに対するサステナビリティの問題と連動したインセンティブの存在

サステナビリティの問題に関して実施したデュー・ディリジェンスのプロセス

自らの事業及びバリューチェーン(製品・サービス、ビジネス関係、サプライチェーンを含む)に関連する、主要な実際の又は潜在的な負の影響と、 ✓ 右記に関する説明 これらの影響を特定・監視するためにとった行動

実際の又は潜在的な負の影響を防止、軽減、是正、終息させるためにとった行動とその結果

- ✓ サステナビリティの問題に関する事業者にとっての主要なリスクとその管理方法
- ✓ 上記項目の開示に関連する指標



制度開示の概要(EU)

欧州サステナビリティ報告基準(通称ESRS) (COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2023/2772)

- 2023年7月、欧州委員会はCSRDの対象となるすべての企業が使用する欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を採択。2023年12月22日に委任規則として官報掲載(公布)、2024年1月1日より発効。
- ESRSでは、気候変動、生物多様性、人権など、環境、社会、ガバナンスの問題を網羅し、投資家が投資先企業のサステナビリティへのインパクトを理解するための情報を提供することを目的としている。草案はEFRAG(欧州財務報告諮問グループ)にて検討・開発された。
- 企業による不必要な二重報告を防ぐため、グローバル基準であるISSB基準とGRI基準との高い相互運用性の確保が意図されている。
- ESRSは、「分野横断的基準」、「トピック別基準」、「セクター別基準」の3つで構成。分野横断的基準とトピック別基準は、業種に関わらずすべての企業 に適用されることとなっており、下記のとおり既に詳細が確定している。

ESRSの構成(分野横断・トピック別)			
1. 一般情報(分野 横断)	ESRS 2	一般開示	
	(コードなし)	規則 (EU) 2020/852(タクソノミー 規則)第8条に基づく開示	\setminus
	ESRS E1	気候変動	١
2. 環境情報	ESRS E2	汚染	
	ESRS E3	水と海洋資源	
	ESRS E4	生物多様性と生態系	
	ESRS E5	資源利用と循環型経済	
	ESRS S1	自社の労働力	
2 计会价框框	ESRS S2	バリューチェーンの労働者	
3. 社会的情報	ESRS S3	影響を受けるコミュニティ	
	ESRS S4	消費者とエンドユーザー	
4. ガバナンス情報	ESRS G1	企業行動	

	分野横断的	的基準の開示要件
•	1. 準備の	開示要件 BP-1 – 持続可能性声明を作成するための一般基礎
	基礎	開示要件 BP-2 – 特定の状況に関連した開示
		開示要件 GOV-1 – 運営管理、経営、監督機関の役割
		開示要件 GOV-2 – 企業の運営管理、経営、監督機関に提供される情報および
	2. ガバナ	持続可能性に関する事項
	ンス	開示要件 GOV-3 – インセンティブ制度における持続可能性関連の実績の統合
		開示要件 GOV-4 – デューデリジェンスに関する声明
		開示要件 GOV-5 – 持続可能性報告に関するリスク管理と内部統制
		開示要件 SBM-1 戦略、ビジネスモデル、バリューチェーン
	3 80 80	開示要件 SBM-2 – 利害関係者の利益と見解
		開示要件 SBM-3 – 重要な影響、リスク、機会、およびそれらと戦略およびビジネ
		スモデルとの相互作用
		開示要件 IRO-2 – 企業の持続可能性声明でカバーされる ESRS の開示要件
	4. 影響、	◆最小開示要件 – 方針 MDR-P – 重要な持続可能性課題を管理するために採
	リスク、機	用された方針
	会の管理	◆最小開示要件 – 行動 MDR-A – 持続可能性の重要な事項に関連する行動と
1		リソース
	5. 指標と - 日煙	◆最小開示要件 – 目標 MDR-T – 目標を通じた方針と行動の有効性の追跡

(出所) 欧州委員会 Delegated regulation - EU - 2023/2772 - EN - EUR-Lex (europa.eu)、Corporate sustainability reporting - European Commission (europa.eu)



制度開示の概要(EU)

CSRD及びESRSに関する最新動向

- 欧州委員会は、2023年12月、インフレ影響を考慮し、欧州議会および欧州理事会指令2013/34/EUを修正して会社規模の定義の閾値を25%引き上げ る委任指令(Commission Delegated Directive (EU) 2023/2775)を採択。2023年12月21日官報掲載(公布)、2023年12月24日発効。これにより、 CSRDの適用対象企業の範囲にも影響が及ぶ。中規模および大規模の事業体に関する閾値は以下の通り。
 - 総資産残高上額: 2千万ユーロ超 ⇒ 2.5千万ユーロ超
 - 純売上高: 4千万ユーロ超 ⇒ 5千万ユーロ超
 - 平均従業員数: 250人(変更なし)
- 2024年2月、欧州議会と理事会は、CSRDが規定しているESRSのセクター別基準の採択期限を2024年半ばから2026年半ばに延期することで政治的 合意。これは、2023年7月に採択された全業種共通の基準に遵守対応するための時間を確保することが目的。併せて、特定のEU域外企業が使用する 基準についても採択期限の2年間の延長(2024年半ばから2026年半ば)について合意した。



3. 日本、米国、英国、ドイツ等における任意開示に関する調査



任意開示の枠組み・基準(日本)

人的資本可視化指針

- 2022年8月公表。自社の経営戦略と人的資本への投資や人材戦略の関係性(統合的なストーリー)を明確にした上で、ガバナンス、戦略、リスク管理、 指標と目標の4つの要素をベースとして開示事項を検討することを推奨。
- 人的資本に係る開示項目の例として以下を提示。

スロンダイルで 小のかい	「人名」の例として以上を述べ、
	研修時間
	研修費用
	パフォーマンスとキャリア開発に付き定期的なレビュー
	を受けている従業員の割合
育成	研修参加率
月八	複数分野の研修受講率
	リーダーシップの育成
	研修と人材開発の効果
	人材確保・定着の取組の説明
	スキル呼応上プログラムの種類・対象等
従業員エンゲージメント	従業員エンゲージメント
	離職率
	定着率
	新規雇用の総数・比率
	離職の総数
	採用・離職コスト
流動性	人材確保・定着の取組の説明
	移行支援プログラム・キャリア終了マネジメント
	後継者有効率
	後継者カバー率
	後継者準備率
	求人ポジションの採用充足に必要な期間
	属性別の従業員・経営層の比率
	男女間の給与の差
	正社員・非正規社員等の福利厚生の差
ダイバーシティ	最高報酬額支給者が受け取る年間報酬額のシェア等
ダイハーンティ	育児休業等の後の復職率・定着率
	男女別家族関連休業取得従業員比率
	男女別育児休業取得従業員数
	男女間賃金格差を是正するために事業者が講じた措置

	労働災害の発生件数・割合、死亡数等
	医療・ヘルスケアサービスの利用促進、その適用範
	囲の説明
	安全衛生マネジメントシステム等の導入の有無、対
	象となる従業員に関する説明
牌店 由人	健康・安全関連取組等の説明
健康•安全	(労働災害関連の)死亡率
	ニアミス発生率
	労働災害による損失時間
	(安全衛生に関する)研修を受講した従業員の割合
	業務上のインシデントが組織に与えた金銭的影響額
	労働関連の危険性(ハザード)に関する説明
	人権レビュー等の対象となった事業(所)の総数・割
	合
	深刻な人権問題の件数
	差別事例の件数・対応措置
	団体労働協約の対象となる従業員の割合
	業務停止件数
労働慣行・コンプライアンス	コンプライアンスや人権等の研修を受けた授業員割
	合
	苦情の件数
	児童労働・強制労働に関する説明
	児童労働・強制労働に関する説明 結社の自由や団体交渉の権利等に関する説明
	結社の自由や団体交渉の権利等に関する説明



任意開示の枠組み・基準(グローバル)

グローバル・レポーティング・イニシアチブ「GRIスタンダード」

- 経済、環境、社会に与えるインパクト(プラスとマイナスのインパクト、外部に与える及び外部から受けるインパクトを含む)を報告するためのフレームワーク。2016年にGRIガイドラインに代わるものとして公表。
- 共通スタンダード、セクター別スタンダード、項目別スタンダードで構成。共通スタンダードは、GRIスタンダードに準拠して報告するすべての組織が利用。セクター別スタンダードは組織が事業を行っている業種に応じて、項目別スタンダードは組織のマテリアルな項目リストに応じて利用する。
- 2021年に共通スタンダードの改定版発行(日本語訳は2022年10 月公表)。
- 2022年3月、IFRS財団とGRIはサステナビリティ関連情報開示基準に関するMoUを締結。2023年7月には、欧州委員会が欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)とGRIスタンダードとの整合化を表明。基準間の相互運用性を高めている。

	0014 ###	
	GRI 1:基礎	
共通スタンダード	GRI 2:一舟	
		-リアルな項目
セクター別スタンダード	GRI 11~	
		GRI 201:経済パフォーマンス
		GRI 202: 地域経済での存在感
		GRI 203:間接的な経済的インパクト
	経済	GRI 204:調達慣行
		GRI 205: 腐敗防止
		GRI 206: 反競争的行為
		GRI 207:税金
		GRI 301: 原材料
		GRI 302:エネルギー
		GRI 303: 水と廃水
	環境	GRI 304:生物多様性
		GRI 305: 大気への排出
		GRI 306: 廃棄物
		GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント
		GRI 401:雇用
項目別スタンダード		GRI 402: 労使関係
		GRI 403: 労働安全衛生
		GRI 404: 研修と教育
		GRI 405:ダイバーシティと機会均等
		GRI 406: 非差別
		GRI 407: 結社の自由と団体交渉
		GRI 408:児童労働
	社会	GRI 409: 強制労働
		GRI 410: 保安慣行
		GRI 411: 先住民族の権利
		GRI 413: 地域コミュニティ
		GRI 414: サプライヤーの社会面のアセスメント
		GRI 415:公共政策
		GRI 416: 顧客の安全衛生
		GRI 417:マーケティングとラベリング
		GRI 418: 顧客プライバシー
	<u> </u>	しい すし / 限省ノブーハン

(出所) GRIウェブサイトに基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成 (https://www.globalreporting.org/how-to-use-the-gri-standards/gri-standards-japanese-translations/)



任意開示の枠組み・基準(グローバル)

IFRS S1(サステナビリティー般開示要件)

- サステナビリティ関連財務開示に関する全般的な要求事項。2023年6月26日、IFRS S2(気候開示要件)とともに公表(日本語訳は2024年2月公表)。 サステナビリティ報告基準の国際的な収れんを目指し2021年11月IFRS財団が国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)を設立し、TCFD提言 やCDSB(気候開示基準審議会)、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)等の既存枠組みを基盤として開発したもの。
- 関連する財務諸表と同時に報告し、かつ関連する財務諸表と同じ報告期間を対象として、一般目的財務報告書の一部として提供することを 要求。以下、TCFD提言に4つの柱である、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に基づく開示を要求。

コア・コンテンツ	開示項目
ガバナンス	(a) サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負う単一又は複数の機関(ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある)、又は個人に関する情報
	(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会のモニタリング、管理、監督に使用されるガバナンスのプロセス、統制、手順における経営者の役割
戦略	(a) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会
	(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネスモデル及びバリューチェーンに与える現在及び予想される影響
	(c) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定に与える影響
	(d) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間中の企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに短期、中期及び 長期にわたり予想される影響(サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に含まれているかを含む)
	(e) サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンス
リスク管理	(a) 企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために使用するプロセス並びに関連する方針
	(b) 企業がサステナビリティ関連の機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために使用するプロセス
	(c) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスに統合されている程度及びどのように統合されているか
指標•目標	(a) 適用されるIFRSサステナビリティ開示基準で要求される指標
	(b) 企業が右記の測定及びモニタリングに用いる指標 (i) サステナビリティ関連のリスクまたは機会 (ii) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関するパフォーマンス(企業が設定した目標に対する進捗状況、法律や規制により達成を義務付けられている目標等)



任意開示の枠組み・基準(グローバル)

IFRS S2(気候開示要件)

- 気候関連のリスク及び機会の開示に関する要求事項。気候関連のリスク及び機会とは、気候関連の物理的リスク、移行リスク、企業が利用可能な気候関連の機会を示す。
- IFRS S1と同様のコア・コンテンツを定め、以下、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に基づく開示を要求。

コア・コンテンツ	開示項目
ガバナンス	(a) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負う単一又は複数の機関(ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある)、又は個人に関する情報
	(b) 気候関連のリスク及び機会のモニタリング、管理、監督に使用されるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割
戦略	(a) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、気候関連のリスク及び機会
	(b) 気候関連のリスク及び機会が、企業のビジネスモデル及びバリューチェーンに与える現在及び予想される影響
	(c) 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定(気候関連の移行計画を含む)に与える影響
	(d) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間中の企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される影響(サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に含まれているかを含む)
	(e) 気候関連の変化、発展及び不確実性(企業が識別した気候関連のリスク及び機会を含む)に対する企業の戦略及びビジネスモデルの気候 レジリエンス
リスク管理	(a) 企業が気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために使用するプロセス並びに関連する方針
	(b) 企業が気候関連の機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために使用するプロセス(気候関連の機会を特定するために、 気候関連のシナリオ分析を使用しているかどうか、またどのように使用しているかについての情報を含む)
	(c) 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスに統合されている程度及びどのように統合されているか
指標•目標	(a) 産業横断的指標カテゴリーに関連する情報
	(b)特定のビジネスモデル、活動又は産業への参加を特徴づけるその他の共通の特徴に関連する産業別指標
	(c) 気候関連のリスクの軽減もしくはこれへの適応、又は気候関連の機会の活用のために、企業により設定した目標及び法律や規制により達成することが義務付けられている目標

IFRS S2パートB:

- IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に関する付属ガイダンス
- IFRS S2号「気候関連開示」に関する付属ガイダンス(シナリオ分析、GHG排出量算定、業種横断的指標、気候関連目標に関する開示要件の解説・例示的ガイダンス)
- IFRS S2 号「気候関連開示」の適用に関する産業別ガイダンス(業種別ガイダンス)



実態調査:基本情報

今回調査した企業の数を、業種別・国別、時価総額グループ別に示す。また、調査対象とした報告書等の総数を、国別・業種別に示す。 調査対象企業は、日本:東京、米国:ナスダック及びニューヨーク、英国:ロンドン、ドイツ:フランクフルトの各証券取引所への上場企業である。 時価総額は、2023年12月の調査日時点で固定してある。

調査対象企業数	(国別)				
(業種別)	日本	米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー				1	1
医薬・バイオ		16	5	11	32
機械•電気製品	22	7	8	14	51
広告・情報通信サービス	1	1			2
小売			1		1
消費財	1		3		4
食品	6	4	5		15
素材•素材加工品	6	7	9	8	30
輸送機械	4	5	3	6	18
総計	40	40	34	40	154

調査対象報告書数	(国別)				
	日本	米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー				4	4
医薬・バイオ		63	25	30	118
機械•電気製品	117	35	37	39	228
広告・情報通信サービス	6	5			11
小売			4		4
消費財	6		14		20
食品	36	19	24		79
素材•素材加工品	35	29	37	21	122
輸送機械	22	24	12	21	79
総計	222	175	153	115	665

企業数(1兆円以上)					
(業種別)	日本	米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー				0	0
医薬・バイオ		6	3	5	14
機械•電気製品	11	4	3	4	22
広告・情報通信サービス	1	1			2
小売			1		1
消費財	0		3		3
食品	3	3	3		9
素材•素材加工品	2	3	1	5	11
_輸送機械	3	3	0	6	12
総計	20	20	14	20	74

企業数(1千億円~3千億円)					
(業種別)	日本	米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー				1	1
医薬・バイオ		10	2	6	18
機械•電気製品	11	3	5	10	29
広告・情報通信サービス	0	0			0
小売			0		0
消費財	1		0		1
食品	3	1	2		6
素材•素材加工品	4	4	8	3	19
輸送機械	1	2	3	0	6
総計	20	20	20	20	80



報告書の種類:制度・任意開示別、主な内容別

財務・事業

120

CG

40

任意開示		4			37		,	13	7		1	62
総計		124	40)	37		1	13	7		1	222
米国	財務·事業	サステナビ ティ・ESGI ポート		3	社:	숲(DE&I)	社会(鉱物		会(SCM・ 境含む)		その他(イン デックス等)	総計
制度開示	108	3						21				129
任意開示		2	25	4	3	7			1	1	5	46
総計	108	3	25	4	3	7		21	1	1	5	175
英国	財務·事業	サステナビ リティ・ESG レポート	サステナビ リティ・ESG データブッ ク	環境	社会(現 奴隷法		(DE&I	社会(地域 社会)	CG(その 他)	その他(イ ンデックス 等)	その他(方 法論等)	総計
制度開示	34					34	34					102
任意開示	16	13	8	3				1		1 4	5	51
総計	50	13	8	3		34	34	1		1 4	5	153
ドイツ	財務·事業	サステナビ リティ・ESG レポート	サステナビ リティ・ESG データブッ ク	環境	社会(紛 鉱物)	争 CG()	声明)	CG(報酬)	CG(その 他)	その他(イ ンデックス 等)	統合報告	総計
制度開示	48	17					12	20				97
任意開示	1	5	3	4		1				1 2	2 1	18
総計	49	22	3	4		1	12	20		1 2	2 1	115

統合報告書

サステナビリティ・

ESGレポート

サステナビリティ・

ESGデータブック

環境

総計

160

日本

制度開示

任意開示(ESGリスク開示)の状況:概観

各国の制度によっては環境・社会性報告が制度化され、財務・事業報告に統合されていることをふまえ、下記では任意・制度に関わらず、独立した「環境」「社会」「ガバナンス」関連報告書を集計した。制度開示である財務・事業報告書にESG情報が統合されているものは含まない。

	日本(40社)								
報告書の種類	統合報告書	サステナ ビリティ・ ESGレ ポート	サステナ ビリティ・ ESGデー タブック	環境	CG(全体)				
	任意	任意	任意	任意	制度				
開示を行っている 企業(社数・比率)	37	13	7	1	40				
	93%	33%	18%	3%	100%				
開示の時期	時価総額に関わらず6か月以内の発行が多い(6割強)が、3 か月以内は少なく、第3四半期より後に発行するものも多数 (4割弱)。								

	英国(34社)										
サステ ナビリ ティ・ ESGレ ポート	サステ ナビリ ティ・ ESG データ ブック	環境	社会 (DE&I)	社会 (現代 奴隷 法)	社会 (地域 社会)	CG(そ の他)	その他 (イン デック ス等)	その他 (方法 論等)			
任意	任意	任意	制度	制度	任意	任意	任意	任意			
13	8	3	34	34	1	1	4	5			
38%	24%	9%	100%	100%	3%	3%	12%	15%			

任意開示について、時価総額1兆円以上企業は決算期より3か月以内に、1~3千億円企業であっても3~6か月以内に発行。

*米国のDE&I開示については、米国雇用機会均等委員会(EEOC)への法定報告データを自主的に掲出するものを含む。

	米国(40社)												
サステ ナビリ ティ・ ESGレ ポート	サステ ナビリ ティ・ ESG データ ブック	環境 (TCFD 等)	社会 (DE&I)	社会(紛争鉱物)	社会(責 任ある 調達)	社会(地域社会)	その他 (SASB 対応等)						
任意	任意	任意	任意 *	制度	任意	任意	任意						
25	4	3	7	21	1	1	5						
63%	10%	8%	18%	53%	3%	3%	13%						

任意開示で数の多い「サステナビリティ・ESGレポート」と「環境」報告書について、時価総額1兆円以上企業では決算期より4~6か月以内の発行が一般的。1~3千億円企業ではより速やかに1~3か月以内で発行が多い。

	ドイツ(40社)											
サステ ナビリ ティ・ ESGレ ポート	サステ ナビリ ティ・ ESG データ ブック	環境	社会(紛争鉱物)	CG(声 明)	CG(報 酬)	CG(そ の他)	その他 (イン デックス 等/統合 報告書)					
制度/任	任意	任意	任意	制度	制度	任意	任意					
22	3	4	1	12	20	1	3					
55%	8%	10%	3%	30%	50%	3%	8%					

任意開示で数の多い「サステナビリティ・ESGレポート」と「環境」報告書について、 決算期より3~4か月が最も多く、遅くても6か月後には発行。



国別・任意開示の主な内容、特徴

■日本

日本では、業種や時価総額に関わらずほとんどの企業(40社中37社)が任意の統合報告書を作成。これに伴いサステナビリティレポートが減少も、 時価総額・PBRの高い企業は低い企業に比べて両方を作成し、サステナビリティ情報の充実を図っている。

■ 米国

- 環境報告は3件中、TCFDレポート2件の他、包括的な環境報告書が1件あった。
- 社会性報告のうちDE&I(多様性、平等、包摂性)は、人的資本・人材戦略(従業員多様性を含む)に係る内容である。7件中、米国雇用機会均等委員 会(EEOC)への法定報告データのサマリー部分(EEO-1)の任意掲出が4件、個別の人的資本インパクト報告が3件。EEO-1は採用活動と関連。
- 社会(紛争鉱物)、社会(SCM・環境含む)は、主に責任ある(鉱物)調達に係る内容である。Form SDによるサプライチェーン人権デューディリジェン ス情報開示(21件)の他、紛争鉱物にとどまらない、包括的な責任ある調達報告書が1件あった。
- 社会(地域社会)は、広くコミュニティにおける人種的平等や包摂性への取組に関する報告書(コミュニティ投資のインパクトレポート)である。

■ 英国

- 制度開示として、全ての企業が年次報告の中で環境・社会性報告を行っており、TCFDレポート等もこれに含まれる。独立したサステナビリティ・ESG レポートが提供されていても、年次報告書から一部分割されているケースが多い。このため任意のサステナビリティ・ESGレポートは多くない。
- 環境報告は3件中、気候関連・TCFDレポート2件の他、GRIスタンダードに基づく生物多様性報告が1件あった。
- 社会性報告のうちDE&Iは、ジェンダーペイギャップレポート(制度開示)である。ただし、量的にはページ数で1~30枚程度とさまざまであり、情報量 の違いがある。
- 社会(現代奴隷法)は、サプライチェーン人権デューディリジェンス情報開示である。2015年に年次の声明公表が義務付けられたが実施が進まな かったところ、2021年より任意の登録制度が開始されており、法制度化は未実施ながら開示が進んでいる。
- 社会(地域社会)は、コミュニティ投資・慈善事業に係る成果報告である。
- 英国の特徴として、コーポレートガバナンス(CG)におけるステークホルダー・エンゲージメントに関する情報開示が挙げられる。年次報告書内ではな く別冊形式のステークホルダー・エンゲージメントインデックスが1件あり、CC(その他)に分類。また、レポーティングやデータ算定の方法論を別冊開 示するのも英国のみに見られた特徴である。

■ドイツ

- サステナビリティ・ESGレポートについて、EU加盟国であるドイツではESG・非財務報告は制度開示であり、年次報告書へ統合されている場合と、分 離報告(別冊開示)の場合がある。22件の内訳は制度17件、任意5件である(他の18社は年次報告書へ統合)。任意開示は、追加的な内容である。
- 任意の環境報告4件中3件はTCFDレポート、残り1件も気候レポートである(なお、年次報告書の一部を抽出したTCFD提言対応開示も別途あり)。
- CG報告のうち声明、報酬報告は制度開示であり、年次報告書に統合されている場合と分離報告がある。時価総額の小さい企業のほうが別々に掲 出していることが多い。CG(その他)1件は、任意のコンプライアンスレポートであった。

■ 共涌

- サステナビリティ・ESGパフォーマンスデータを別冊で開示するケースが各国に見られた。エクセル形式での掲載や、年次の冊子形式ではなく随時更 新のデータ掲載形式も散見された。株主総会資料として提供されているものもあった。
- その他のうち、インデックス等については、SASB、GRI、任意のESG要素に対応する情報開示を表形式で別冊掲出したものである。単なる索引では なく、当該開示枠組み・基準に対応する説明・記述があるものを取り上げてある。

任意開示の状況: サステナビリティ・ESGレポート

4か国ともに任意開示として最多のサステナビリティ・ESGレポート(制度・任意)について、時価総額別・国別・業種別発行数は以下の通り。

- 国別では、米国のサステナビリティ・ESGレポートが最多。時価総額の高い企業群では、制度開示である年次報告書では補えないESG情報開示を多く取り組んでいるものと思料。日本では統合報告書が多く発行されており、英国・ドイツでは、制度開示である年次報告書にESG情報が統合されていることが多い。このため、個別のサステナビリティ・ESGレポートの数は少なくなっていると思料。
- 一方で、時価総額別にみると、時価総額1兆円以上の企業群では全体の62%の企業で追加的なサステナビリティ報告があるが、1千億円~3千億円のグループでは35%と少ない。日、英では統合報告書や年次報告書へESG情報を集約していると考えられる。ドイツでは、制度開示としての非財務報告を財務・事業報告と別に分離して行うことができるため、一定数、分離報告を選択する企業が存在する。
- 業種別では、サンプル数に偏りがあることに留意しつつ、医薬・バイオ、機械・電気製品、素材・素材加工品、輸送機械での発行数が多い。

時価総額1兆円以上

個数 / サステナビリティ・ESGレン(業種別)	ポート(制度・ 日本	·任意) 米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー					0
医薬・バイオ		5	3	4	12
機械·電気製品	4	4	1	2	11
広告・情報通信サービス	1	1			2
小売			1		1
消費財			1		1
食品	1	2	0		3
素材·素材加工品	2	2	1	3	8
輸送機械	2	3		3	8
総計	10	17	7	12	46

個数 / サステナビリティ・ESGレ	ポート(制度・	·任意)			
(業種別)	日本	米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー					
医薬・バイオ		83%	100%	80%	86%
機械·電気製品	36%	100%	33%	50%	50%
広告・情報通信サービス	100%	100%			100%
小売			100%		100%
消費財			33%		33%
食品	33%	67%	0%		33%
素材·素材加工品	100%	67%	100%	60%	73%
輸送機械	67%	100%		50%	67%
総計	50%	85%	50%	60%	62%

時価総額1千億円~3千億円

個数 / サステナビリティ・ESGレ	ポート(制度・	·任意)			
(業種別)	日本	米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー				1	1
医薬・バイオ		3	0	4	7
機械·電気製品	2	1	2	4	9
広告・情報通信サービス					0
小売					0
消費財	0				0
食品	1	0	0		1
素材·素材加工品	0	3	2	1	6
輸送機械	0	2	2		4
総計	3	9	6	10	28

個数 / サステナビリティ・ESGレ	ポート(制度・	·任意)			
(業種別)	日本	米国	英国	ドイツ	総計
エネルギー				100%	100%
医薬・バイオ		30%	0%	67%	39%
機械·電気製品	18%	33%	40%	40%	31%
広告・情報通信サービス					
小売					
消費財	0%				0%
食品	33%	0%	0%		17%
素材·素材加工品	0%	75%	25%	33%	32%
輸送機械	0%	100%	67%		67%
総計	15%	45%	30%	50%	35%



国別・任意開示の主な内容、特徴:日本

日本の制度開示(有価証券報告書、決算短信、コーポレートガバナンス報告書、株主総会資料・事業報告)と、任意開示(統合報告書、サステ ナビリティ・ESGレポート)における主な開示内容の、例示的な分布は以下の通り。環境・社会関連はサステナビリティ報告書に、ガバナンス 関連は制度開示に、経営戦略関連は統合報告書に多い。

A社:機械·電気製品、1兆円以上

B社:素材·素材加工品、1兆円以上

	有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ	有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ
環境全体												
気候変動												
環境その他												
社会全体												
人的資本·人材戦略												
社会その他												
コーポレート・ガバナンス全体												
取締役に関する説明												
(内数:役員報酬額·算定方法)												
CGその他												
ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略												
事業別戦略												
MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)												
リスク認識と対応/リスク・機会												
	気候変動 環境その他 社会全体 人的資本・人材戦略 社会その他 コーポレート・ガバナンス全体 取締役に関する説明 (内数:役員報酬額・算定方法) CGその他 ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略 事業別戦略 MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	環境全体 気候変動 環境その他 社会全体 人的資本・人材戦略 社会その他 コーポレート・ガバナンス全体 取締役に関する説明 (内数:役員報酬額・算定方法) CGその他 ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略 事業別戦略 MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	環境全体 気候変動 環境その他 社会全体 人的資本・人材戦略 社会その他 コーポレート・ガバナンス全体 取締役に関する説明 (内数: 役員報酬額・算定方法) CGその他 ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略 事業別戦略 MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	環境全体 気候変動 環境その他 社会全体 人的資本・人材戦略 社会その他 コーポレート・ガバナンス全体 取締役に関する説明 (内数: 役員報酬額・算定方法) CGその他 ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略 事業別戦略 MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	環境全体 気候変動 環境その他 社会全体 人的資本・人材戦略 社会その他 コーポレート・ガバナンス全体 取締役に関する説明 (内数:役員報酬額・算定方法) CGその他 ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略 事業別戦略 MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	環境全体 気候変動 環境その他 社会全体 人的資本・人材戦略 社会その他 コーポレート・ガバナンス全体 取締役に関する説明 (内数: 役員報酬額・算定方法) CGその他 ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略 事業別戦略 MD&A(経営者による財政状態及び経営成績の分析)						

C社:輸送機械、1兆円以上

D社:食品、1兆円以上

開示項目		有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ	有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ
環境関連	環境全体												
	気候変動												
	環境その他												
社会関連	社会全体												
	人的資本·人材戦略												
	社会その他												
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体												
	取締役に関する説明												
	(内数:役員報酬額・算定方法)												
	CGその他												
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略												
	事業別戦略												
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)												
	リスク認識と対応/リスク・機会												

4. 日本、米国、英国、ドイツ等における情報開示の実態調査



開示量の分析

調査項目 :調査方法

- 調査項目
 - サンプル調査を経て、右表の通りとした。
- 調査方法
 - 企業データベースSPEEDAを用いて、各国に本社をおき、かつ主要上場・取引市場を当該国の国内市場とする上場企業を対象に、(a)時価総額が1兆円以上の企業、(b)時価総額が1000億円以上かつ3000億円未満(調査時点)の企業を抽出。
 - 東証業種分類及びSPEEDA業界分類(大分類)を参考に、調査企業 数が確保でき、日本企業と米、英、独の企業とで比較しやすい業種を 決定。

輸送機械、機械・電気製品、食品加工、飲料・たばこ製造、素材・素材 加工品、医薬・バイオとした。

- (a)、(b)の企業群のそれぞれ上位10社、下位10社、各国合計40社程度を特定。
- 各社のウェブサイト(主にIR情報)において年次で公表されるレポート を採取。
- 調査項目に従いページ数を計測、分類して集計。
- 同様に、該当箇所のテキストについて、MSワードを用いて単語数をカウントし、集計。
 - (参考)単語数カウントの日英情報量検証について: 年次報告書等からサンプル記述を抜粋して機械翻訳し、同等の情報量が日本語と英語の単語数にどのように表れるかを確認した。 「単語数」はMSワードの機能を用いて確認した。日本語の単語数による情報量を英語の2分の1またはそれ以下と想定された。

	(a) 日本語(単語数)	(b) 英語(単語数)	英日比 (b÷a)
例1(日本企業)	511	234	0.46
例2(ドイツ企業)	658	266	0.40
例3(米国企業)	775	294	0.38
例4(英国企業)	549	203	0.37

調	査項目(最終)								
	大項目	小項目	備考(含まれる内容等)							
1	環境 関連	環境全体 気候変動								
_		環境その他	・生物多様性・自然を含む							
2	社会	社会全体								
	関連	人的資本•人材戦略	・人材育成、従業員エンゲージメント、従							
			業員の多様性(ジェンダー、人種等)を含							
			む							
		社会その他	・従業員の健康安全、自社及びサプライ							
			チェーン上の人権、社会貢献活動を含む							
3	ガバナン	コーポレート・ガバナンス全体								
	ス関連	取締役に関する説明 (内数:役員報酬額・算定方法)	・役員の選解任、役員報酬額・算定方法、 社外取締役に関する説明、諮問委員会 の取組を含む							
		CGその他	・CGとしてあるステークホルダー・エン							
			ゲージメントを含む上記以外の事項							
4	経営戦 略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業 事業別戦略								
			MD&A(経営者による財政状態及び経営成績の分析)							
		中長期(5~10年)の経営目標・計画								
		短期(1~5年)の経営目標・計画(ネ リスク認識と対応/リスク・機会	 無 <i>)</i> 							



調査対象企業(1/4)

日本(サンプル40社)

所在国	時価総額	ポジション	企業名称	決算期	主要上場·取引市場	PBR	 大分類
日本	1兆円超	上1	トヨタ自動車	2023/03	東証プライム	1.27	——輸送機械
日本	1兆円超	上2	ソニーグループ	2023/03	東証プライム	2.23	機械•電気製品
日本	1兆円超	上3	キーエンス	2023/03	東証プライム	5.94	機械•電気製品
日本	1兆円超	上4	東京エレクトロン	2023/03	東証プライム	7.07	機械•電気製品
日本	1兆円超	上5	信越化学工業	2023/03	東証プライム	2.59	素材•素材加工品
日本	1兆円超	上6	日立製作所	2023/03	東証プライム	1.86	広告・情報通信サービス
日本	1兆円超	上7	本田技研工業	2023/03	東証プライム	0.64	輸送機械
日本	1兆円超	上8	日本たばこ産業	2022/12	東証プライム	1.87	食品
日本	1兆円超	上9	デンソー	2023/03	東証プライム	1.46	輸送機械
日本	1兆円超	上10	ダイキン工業	2023/03	東証プライム	2.89	機械•電気製品
日本	1兆円超	下10	オムロン	2023/03	東証プライム	1.66	機械•電気製品
日本	1兆円超	下9	東レ	2023/03	東証プライム	0.75	素材·素材加工品
日本	1兆円超	下8	ミネベアミツミ	2023/03	東証プライム	1.76	機械•電気製品
日本	1兆円超	下7	SCREENホールディングス	2023/03	東証プライム	3.70	機械∙電気製品
日本	1兆円超	下6	島津製作所	2023/03	東証プライム	2.72	機械∙電気製品
日本	1兆円超	下5	ローム	2023/03	東証プライム	1.21	機械•電気製品
日本	1兆円超	下4	ヤクルト本社	2023/03	東証プライム	1.96	食品
日本	1兆円超	下3	マキタ	2023/03	東証プライム	1.32	機械∙電気製品
日本	1兆円超	下2	ダイフク	2023/03	東証プライム	2.96	機械∙電気製品
日本	1兆円超	下1	明治ホールディングス	2023/03	東証プライム	1.33	食品
日本	1~3千億円	上1	ファンケル	2023/03	東証プライム	3.65	消費財
日本	1~3千億円	上2	カシオ計算機	2023/03	東証プライム	1.29	機械•電気製品
日本	1~3千億円	上3	カゴメ	2022/12	東証プライム	2.23	食品
日本	1~3千億円	上4	江崎グリコ	2022/12	東証プライム	1.10	食品
日本	1~3千億円	上5	日本航空電子工業	2023/03	東証プライム	1.66	機械∙電気製品
日本	1~3千億円	上6	北越コーポレーション	2023/03	東証プライム	1.14	素材·素材加工品
日本	1~3千億円	上7	ADEKA	2023/03	東証プライム	1.07	素材・素材加工品
日本	1~3千億円	上8	三井ハイテック	2023/01	東証プライム	3.30	機械•電気製品
日本	1~3千億円	上9	フジテック	2023/03	東証プライム	2.25	機械•電気製品
日本	1~3千億円	上10	アルプスアルパイン	2023/03	東証プライム	0.64	機械∙電気製品
日本	1~3千億円	下10	MCJ	2023/03	東証スタンダード	1.55	機械∙電気製品
日本	1~3千億円	下9	昭和産業	2023/03	東証プライム	0.93	食品
日本	1~3千億円	下8	ワコム	2023/03	東証プライム	2.54	機械∙電気製品
日本	1~3千億円	下7	セイコーグループ	2023/03	東証プライム	0.82	機械∙電気製品
日本	1~3千億円	下6	キッツ	2022/12	東証プライム	1.16	素材·素材加工品
日本	1~3千億円	下5	ノーリツ鋼機	2022/12	東証プライム	0.53	機械・電気製品
日本	1~3千億円	下4	日本毛織	2022/11	東証プライム	0.86	素材・素材加工品
日本	1~3千億円	下3	ホシデン	2023/03	東証プライム	0.70	機械•電気製品
日本	1~3千億円	下2	メイコー	2023/03	東証プライム	1.29	機械・電気製品
日本	1~3千億円	下1	住友理工	2023/03	東証プライム	0.63	輸送機械

調査対象企業(2/4)

米国(サンプル40社)

所在国	時価総額	ポジション	企業名称	 決算期	主要上場・取引市場	PBR	
<u>がに国</u> アメリカ合衆国		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	正来有你 Apple Inc	次昇粉 2023/09	<u>エ安工物・取り巾物</u> ナスダック	48.35	<u></u>
アメリカ合衆国	1兆円超	上2	NVIDIA Corp	2023/09	ナスダック	52.10	機械・電気製品
アメリカ合衆国	1兆円超	上3	Tesla Inc	2023/01	ナスダック	17.05	輸送機械
アメリカ合衆国	1兆円超	上3 上4	Eli Lilly and Co	2022/12	ニューヨーク証券取引所	52.06	制を放気 医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1兆円起	上4 上5	Broadcom Inc	2022/12	ーユーコーク証券取り所 ナスダック	20.04	送祭・ハ1/1 機械・電気製品
アメリカ合衆国	1兆円起	上5 上6	Johnson & Johnson	2023/10	ニューヨーク証券取引所	4.86	′焼(煮・毛 丸 袋 ロ 医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1兆円超	上7 上7	AbbVie Inc	2022/12	ニューヨーク証券取引所	15.48	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1兆円超	上7 上8	Merck & Co Inc	2022/12	ニューヨーク証券取引所 ニューヨーク証券取引所	5.75	医薬・バイオ 医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1兆円超	上9	Coca-Cola Co	2022/12	ニューヨーク証券取引所	10.59	食品
アメリカ合衆国	1兆円超	上10	PepsiCo Inc	2022/12	ナスダック	13.45	食品
アメリカ合衆国	1兆円超	下10	Donaldson Co Inc	2023/07	ニューヨーク証券取引所	5.68	機械・電気製品
アメリカ合衆国	1兆円超	下9	Immunogen Inc	2022/12	ナスダック	50.93	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1兆円超	下8	CACI International Inc	2023/06	ニューヨーク証券取引所	2.25	広告・情報通信サービス
アメリカ合衆国	1兆円超	下7	Trex Co Inc	2022/12	ニューヨーク証券取引所	15.20	素材・素材加工品
アメリカ合衆国	1兆円超	下6	BorgWarner Inc	2022/12	ニューヨーク証券取引所	1.08	輸送機械
アメリカ合衆国	1兆円超	下5	Lear Corp	2022/12	ニューヨーク証券取引所	1.67	輸送機械
アメリカ合衆国	1兆円超	下4	Simpson Manufacturing Co Inc	2022/12	ニューヨーク証券取引所	5.49	素材•素材加工品
アメリカ合衆国	1兆円超	下3	RBC Bearings Inc	2023/03	ニューヨーク証券取引所	3.03	素材•素材加工品
アメリカ合衆国	1兆円超	下2	Coca-Cola Consolidated Inc	2022/12	ナスダック	6.93	食品
アメリカ合衆国	1兆円超	下1	Karuna Therapeutics Inc	2022/12	ナスダック	6.83	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	上1	Sonos Inc	2023/09	ナスダック	3.85	機械•電気製品
アメリカ合衆国	1~3千億円	上2	Pacific Biosciences of California Inc	2022/12	ナスダック	3.98	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	上3	SpringWorks Therapeutics Inc	2022/12	ナスダック	4.01	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	上4	Rocket Pharmaceuticals Inc	2022/12	ナスダック	4.56	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	上5	Sovos Brands Inc	2022/12	ナスダック	4.67	食品
アメリカ合衆国	1~3千億円	上6	Pactiv Evergreen Inc	2022/12	ナスダック	1.43	素材・素材加工品
アメリカ合衆国	1~3千億円	上7	Crinetics Pharmaceuticals Inc	2022/12	ナスダック	6.97	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	上8	NCR Voyix Corp	2022/12	ニューヨーク証券取引所	1.24	機械•電気製品
アメリカ合衆国	1~3千億円	上9	Gibraltar Industries Inc	2022/12	ナスダック	2.65	素材・素材加工品
アメリカ合衆国	1~3千億円	上10	Sylvamo Corp	2022/12	ニューヨーク証券取引所	3.21	素材•素材加工品
アメリカ合衆国	1~3千億円	下10	Kura Oncology Inc	2022/12	ナスダック	1.89	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	下9	Prime Medicine Inc	2022/12	ナスダック	2.51	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	下8	SI-BONE Inc	2022/12	ナスダック	8.01	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	下7	HealthStream Inc	2022/12	ナスダック	2.35	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	下6	Fulgent Genetics Inc	2022/12	ナスダック	0.62	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	下5	Aehr Test Systems	2023/05	ナスダック	9.82	機械・電気製品
アメリカ合衆国	1~3千億円	下4	Ambrx Biopharma Inc	2022/12	ナスダック	6.60	医薬・バイオ
アメリカ合衆国	1~3千億円	下3	Methode Electronics Inc	2023/04	ニューヨーク証券取引所	0.80	輸送機械
アメリカ合衆国	1~3千億円	下2	Ducommun Inc	2022/12	ニューヨーク証券取引所	1.45	輸送機械
アメリカ合衆国	1~3千億円	下1	Insteel Industries Inc	2023/09	ニューヨーク証券取引所	1.76	素材・素材加工品



調査対象企業(3/4)

英国(サンプル34社)

所在国	時価総額	ポジション	企業名称	決算期	主要上場·取引市場	PBR	大分類
イギリス	1兆円超	上1	AstraZeneca PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	5.44	医薬・バイオ
イギリス	1兆円超	上2	Unilever PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	5.99	消費財
イギリス	1兆円超	上3	Diageo PLC	2023/06	ロンドン証券取引所	9.13	食品
イギリス	1兆円超	上4	GSK PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	5.39	医薬・バイオ
イギリス	1兆円超	上5	British American Tobacco PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	0.75	食品
イギリス	1兆円超	上6	Reckitt Benckiser Group PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	4.21	消費財
イギリス	1兆円超	<u>上</u> 7	BAE Systems PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	3.00	機械∙電気製品
イギリス	1兆円超	上8	Haleon PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.81	消費財
イギリス	1兆円超	上9	Associated British Foods PLC	2023/09	ロンドン証券取引所	1.45	小売
イギリス	1兆円超	上10	Imperial Brands PLC	2023/09	ロンドン証券取引所	2.65	食品
イギリス	1兆円超	下4	Smith & Nephew PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	2.01	医薬・バイオ
イギリス	1兆円超	下3	Halma PLC	2023/03	ロンドン証券取引所	4.47	機械∙電気製品
イギリス	1兆円超	下2	Mondi PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.32	素材•素材加工品
イギリス	1兆円超	下1	Smiths Group PLC	2023/07	ロンドン証券取引所	2.37	機械∙電気製品
イギリス	1~3千億円	上1	Genus PLC	2023/06	ロンドン証券取引所	2.70	医薬・バイオ
イギリス	1~3千億円	上2	Serco Group PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.57	機械∙電気製品
イギリス	1~3千億円	上3	Aston Martin Lagonda Global Holdings PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	2.14	輸送機械
イギリス	1~3千億円	上4	Victrex PLC	2023/09	ロンドン証券取引所	2.53	素材•素材加工品
イギリス	1~3千億円	上5	Hill & Smith PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	3.47	素材•素材加工品
イギリス	1~3千億円	上6	Fevertree Drinks PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	4.91	食品
イギリス	1~3千億円	上7	Vesuvius PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	0.89	素材•素材加工品
イギリス	1~3千億円	上8	Bodycote PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.44	素材•素材加工品
イギリス	1~3千億円	上9	Oxford Instruments PLC	2023/03	ロンドン証券取引所	3.14	機械∙電気製品
イギリス	1~3千億円	上10	Premier Foods PLC	2023/03	ロンドン証券取引所	0.75	食品
イギリス	1~3千億円	下10	James Halstead PLC	2023/06	ロンドン証券取引所	4.78	素材•素材加工品
イギリス	1~3千億円	下9	Spire Healthcare Group PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.23	医薬・バイオ
イギリス	1~3千億円	下8	Chemring Group PLC	2022/10	ロンドン証券取引所	1.95	機械∙電気製品
イギリス	1~3千億円	下7	Smart Metering Systems PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.62	機械∙電気製品
イギリス	1~3千億円	下6	Volution Group PLC	2023/07	ロンドン証券取引所	3.33	機械∙電気製品
イギリス	1~3千億円	下5	Elementis PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.18	素材•素材加工品
イギリス	1~3千億円	下4	TI Fluid Systems PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.17	輸送機械
イギリス	1~3千億円	下3	Genuit Group PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.11	素材•素材加工品
イギリス	1~3千億円	下2	Senior PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.49	輸送機械
_イギリス	1~3千億円	下1	Morgan Advanced Materials PLC	2022/12	ロンドン証券取引所	1.68	素材・素材加工品



調査対象企業(4/4)

ドイツ(サンプル40社)

所在国	時価総額	ポジション	企業名称	決算期	主要上場•取引市場	PBR	大分類
ドイツ	1兆円超	上1	Siemens AG	2022/09	フランクフルト証券取引所	2.65	医薬・バイオ
ドイツ	1兆円超	上2	Mercedes-Benz Group AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.79	輸送機械
ドイツ	1兆円超	上3	Bayerische Motoren Werke AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.76	輸送機械
ドイツ	1兆円超	上4	Siemens Healthineers AG	2023/09	フランクフルト証券取引所	3.19	医薬・バイオ
ドイツ	1兆円超	上5	Merck KGaA	2022/12	フランクフルト証券取引所	2.31	医薬・バイオ
ドイツ	1兆円超	上6	Volkswagen AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.36	輸送機械
ドイツ	1兆円超	上7	Infineon Technologies AG	2023/09	フランクフルト証券取引所	2.84	機械•電気製品
ドイツ	1兆円超	上8	Basf SE	2022/12	フランクフルト証券取引所	1.03	素材•素材加工品
ドイツ	1兆円超	上9	Bayer AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.79	素材∙素材加工品
ドイツ	1兆円超	上10	Henkel AG & Co KGaA	2022/12	フランクフルト証券取引所	1.43	素材∙素材加工品
ドイツ	1兆円超	下10	Porsche Automobil Holding SE	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.28	輸送機械
ドイツ	1兆円超	下9	Rheinmetall AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	4.42	機械•電気製品
ドイツ	1兆円超	下8	Fresenius Medical Care AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.80	医薬・バイオ
ドイツ	1兆円超	下7	MTU Aero Engines AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	3.26	機械∙電気製品
ドイツ	1兆円超	下6	Covestro AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	1.36	素材•素材加工品
ドイツ	1兆円超	下5	Traton SE	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.64	輸送機械
ドイツ	1兆円超	下4	Knorr-Bremse AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	3.48	輸送機械
ドイツ	1兆円超	下3	Evonik Industries AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.74	素材·素材加工品
ドイツ	1兆円超	下2	Carl Zeiss Meditec AG	2022/09	フランクフルト証券取引所	4.15	医薬・バイオ
ドイツ	1兆円超	下1	Rational AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	11.12	機械∙電気製品
ドイツ	1~3千億円	上1	Verbio SE	2023/06	フランクフルト証券取引所	1.94	エネルギー
ドイツ	1~3千億円	上2	SMA Solar Technology AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	4.30	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	上3	Jenoptik AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	1.85	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	上4	Pfeiffer Vacuum Technology AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	2.84	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	上5	Salzgitter AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.29	素材•素材加工品
ドイツ	1~3千億円	上6	Biotest AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	3.91	医薬・バイオ
ドイツ	1~3千億円	上7	Stabilus SE	2022/09	フランクフルト証券取引所	2.17	素材∙素材加工品
ドイツ	1~3千億円	上8	Duerr AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	1.27	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	上9	Elmos Semiconductor SE	2022/12	フランクフルト証券取引所	3.54	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	上10	MorphoSys AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	7.68	医薬・バイオ
ドイツ	1~3千億円	下10	Wacker Neuson SE	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.84	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	下9	KSB SE & Co KGaA	2022/12	フランクフルト証券取引所	1.20	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	下8	Formycon AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	2.00	医薬・バイオ
ドイツ	1~3千億円	下7	Draegerwerk AG & Co KGaA	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.64	医薬・バイオ
ドイツ	1~3千億円	下6	Varta AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	3.61	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	下5	Muehlbauer Holding AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	3.48	機械•電気製品
ドイツ	1~3千億円	下4	Eckert & Ziegler Strahlen- und Medizintechnik AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	3.55	医薬・バイオ
ドイツ	1~3千億円	下3	OHB SE	2022/12	フランクフルト証券取引所	2.75	機械∙電気製品
ドイツ	1~3千億円	下2	SGL Carbon SE	2022/12	フランクフルト証券取引所	1.26	素材•素材加工品
ドイツ	1~3千億円	下1	Rhoen Klinikum AG	2022/12	フランクフルト証券取引所	0.59	医薬・バイオ

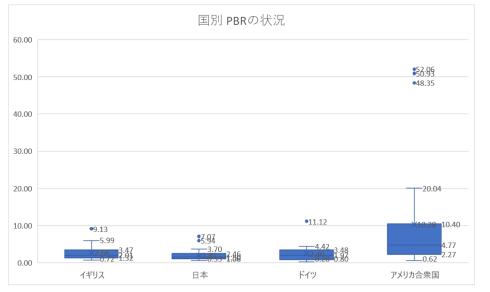


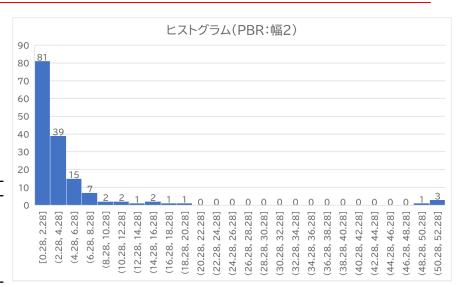
調査対象企業(プロファイル)

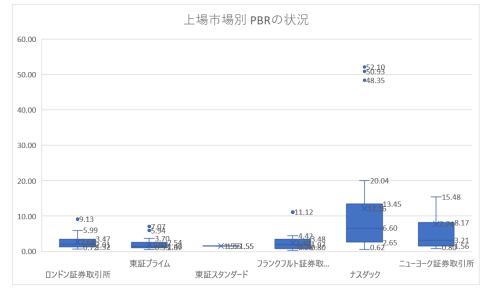
平均/PBR			
	1兆円超	1~3千億円	総計
アメリカ合衆国	16.94	3.62	10.28
イギリス	3.57	2.09	2.68
ドイツ	2.32	2.49	2.40
日本	2.36	1.47	1.91
総計	6.52	2.41	4.37

最大 / PBR			
	1兆円超	1~3千億円	総計
アメリカ合衆国	52.10	9.82	52.10
イギリス	9.13	4.91	9.13
ドイツ	11.12	7.68	11.12
日本	7.07	3.65	7.07
総計	52.10	9.82	52.10

	最小 / PBR			
		1兆円超	1~3千億円	総計
	アメリカ合衆国	1.08	0.62	0.62
	イギリス	0.75	0.72	0.72
	ドイツ	0.28	0.29	0.28
	日本	0.64	0.53	0.53
	総計	0.28	0.29	0.28
•	•			









ページ数

日本、米国、英国、ドイツ4か国比較(全体平均)

- 日本企業は、開示する報告書の数が多い。特に、制度開示の報告書数が多い。他国では報告書媒体が統合されており、ドイツは最も少ない。
- 日本企業の開示ページ数は、他の3か国に比べて多い。英国が最も少ない。米国企業の開示ページ数は、多量の別添(Exhibit)を含むことに留意。
- 日本企業は、コーポレート・ガバナンスに係る開示ページ数が多い。これは、複数の媒体にそれぞれの要求事項に従った情報開示をしているためと思料。他方で役員報酬額・算定方法の開示量は比較的少ない。
- 英国とドイツの企業は、経営戦略のうち特にMD&Aの量が多くなっている。

• 短期/中長期経営目標の開示の有無については、今回の 全体

- 社会性報告については、英国が他の3か国に比べて多い。制度開示としてジェンダーペイギャップレポートや現代奴隷法報告があるためと思料。
- 環境報告については、英、日、独が多く米国で少ない。気候変動については、特に英国企業で多くなっている。

	应为7个区别性自己保 0 用小00月杰1000 C16、7回0			土仲		土淨		土仲	
調査対象	では米国では明示的な開示がなかったが、	日本平均(4			(40社)	イギリス平均	(34社)		10社)
日、英、独	!では短中期的な目標(成長率へのコミット)や (報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
来期の予	測値などがみられた。	5.6	4	4.4					2.5
		合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示
		398.0	267.2	326.3	267.0	286.6	238.7	308.9	282.9
開示項目		純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比
州小块口		ジ数	率(%)	ジ数	率(%)	ジ数	率(%)	ジ数	率(%)
環境関連	環境全体	21.1	5.3%	11.3	3.5%	26.3	9.2%	20.8	6.7%
	気候変動	10.8	2.7%	5.7	1.8%	18.8	6.5%	8.8	2.8%
	環境その他	10.3	2.6%	5.5	1.7%	8.0	2.8%	12.0	3.9%
社会関連	社会全体	29.4					11.2%	19.1	6.2%
	人的資本·人材戦略	11.2	2.8%				4.6%	8.1	2.6%
	社会その他	18.2	4.6%	15.3	4.7%	18.8	6.5%	11.0	
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	75.8							
	取締役に関する説明	51.3	12.9%						12.2%
	(内数:役員報酬額・算定方法)	9.5							6.3%
	CGその他	24.6					6.0%		2.9%
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	11.1	2.8%	2.2	0.7%	4.7	1.6%	7.7	2.5%
	事業別戦略	14.4	3.6%	0.2	0.1%	4.7	1.6%	1.4	0.4%
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	13.8		8.3	2.5%	17.9	6.2%	23.4	7.6%
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	14		0	0%		11.8%		20%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	39		l	9 . s				100%
	リスク認識と対応/リスク・機会	7.7	1.9%	14.5	4.4%	11.1	3.9%	13.4	4.3%
非該当·未分類		224.1	56.3%	228.2	69.9%	134.6	47.0%	186.1	60.2%

全休

ページ数

日本、米国、英国、ドイツ4か国比較(時価総額1兆円超グループ)

• 4か国とも、時価総額の高い企業の方が、報告書数・ページ数ともに量が増える傾向にある。

		1兆円以上		1兆円以上		1兆円以上		1兆円以上	
		日本平均(2		アメリカ平均(イギリス平均		ドイツ平均(2	
		報告書数	うち制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		5.7	4	5.2	3.4	5.4	2.9	2.9	2.2
		合計ページ	うち制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示
		466.7	287.5	386.3	290.0	360.5	286.2	392.7	346.4
開示項目	88二百日		報告書内比	純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比
用小块口		ジ数	率(%)	ジ数	率(%)	ジ数	率(%)	ジ数	率(%)
環境関連	環境全体	29.7	6.4%	18.5	4.8%	36.6	10.2%	30.9	7.9%
	気候変動	15.2	3.2%	9.1	2.4%	23.0	6.4%	15.0	3.8%
	環境その他	14.6	3.1%	9.3	2.4%	13.7	3.8%	16.0	4.1%
社会関連	社会全体	41.2	8.8%	38.8	10.0%	50.5	14.0%	28.7	7.3%
	人的資本·人材戦略	14.4	3.1%	10.5	2.7%	16.7	4.6%	11.0	2.8%
	社会その他	26.8	5.7%	26.6	6.9%	31.9	8.9%	17.7	4.5%
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	88.2	18.9%	47.8	12.4%	63.2	17.5%	60.4	15.4%
	取締役に関する説明	59.5	12.7%	39.2	10.2%	43.1	11.9%	48.4	12.3%
	(内数:役員報酬額・算定方法)	11.7	2.5%	27.3	7.1%	24.2	6.7%	25.0	6.4%
	CGその他	28.7	6.2%	8.6	2.2%	20.1	5.6%	11.9	3.0%
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	12.4	2.6%	2.5	0.6%	5.2	1.4%	10.9	2.8%
	事業別戦略	18.6	4.0%	0.2	0.1%	5.9	1.6%	1.8	0.5%
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	15.4	3.3%	9.0	2.3%	24.0	6.7%	30.6	7.8%
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	9	45%	0	0.0%	3	21%	3	15%
	短期(1~5年)の経営目標・計画: 社数	19	95%	0	0.0%	11	79%	20	100%
	リスク認識と対応/リスク・機会	10.2	2.2%	10.9	2.8%	13.0	3.6%	17.7	4.5%
非該当·未分類		251.0	53.8%	257.9	66.8%	166.0	46.0%	230.9	58.8%



ページ数

日本、米国、英国、ドイツ4か国比較(時価総額1千億円~3千億円グループ)

		1千億円~3 ⁻	千億円	1千億円~3	千億円	1千億円~3 ⁻	千億円	1千億円~3 ⁻	千億円
		日本平均(2	20社)	アメリカ平均((20社)	イギリス平均	(20社)	ドイツ平均(2	20社)
		報告書数	うち制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		5.4		3.55				2.9	2.7
		合計ページ	うち制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示
		329.3	246.9	266.25	243.9	234.8			
開示項目		純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比	純(net)ペー	報告書内比
州小块口		ジ数	率(%)	ジ数	率(%)	ジ数	率(%)	ジ数	率(%)
環境関連	環境全体	12.6	3.8%		1.5%	19.1	8.2%	10.7	4.7%
	気候変動	6.5			0.9%				
	環境その他	6.1	1.8%		0.6%				3.6%
社会関連	社会全体	17.5			2.4%				
	人的資本・人材戦略	7.9		2.5	0.9%	10.6	4.5%	5.3	
	社会その他	9.6			1.5%				
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	63.4		29.4	11.1%			_	
	取締役に関する説明	43.0		26.2	9.8%				
	(内数:役員報酬額・算定方法)	7.3		17.9	6.7%				
	CGその他	20.4			1.2%				
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	9.9			0.7%				
	事業別戦略	10.2			0.1%				
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	12.2							
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	5		0	0.0%		5.0%		
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	20		0	0.0%		.5.575		
	リスク認識と対応/リスク・機会	5.2		18.0	6.8%		4.1%		4.1%
非該当·未分類		197.3	59.9%	198.5	74.6%	112.6	48.0%	141.2	62.7%



ページ数

日本:時価総額別

- ・ 時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.4倍多い。
- 項目別にみると環境関連が約2.4倍、社会関連が約2.3倍多い。
- 事業別戦略とリスク認識については、それぞれ1.8倍、1.9倍多い。
- ・ 他方で、ガバナンス関連は約1.4倍と比較的差分が少ない。ただし、内訳である役員報酬額・算定方法の開示量は約1.6倍となった。

		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	
		日本平均(40社)		日本平均(20社)		日本平均(20社)	
		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち制度開示	報告書数	うち制度開示
		5.6	4.0	5.7	4.0	5.4	4.0
		合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち制度開示	合計ページ	うち制度開示
		398.0	267.2	466.7	287.5	329.3	
開示項目		純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)
環境関連	環境全体	21.1	5.3%	29.7	6.4%	12.6	3.8%
	気候変動	10.8	2.7%	15.2	3.2%	6.5	2.0%
	環境その他	10.3	2.6%	14.6	3.1%	6.1	1.8%
社会関連	社会全体	29.4	7.4%	41.2	8.8%	17.5	5.3%
	人的資本・人材戦略	11.2	2.8%	14.4	3.1%	7.9	2.4%
	社会その他	18.2	4.6%	26.8	5.7%	9.6	2.9%
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	75.8	19.1%	88.2	18.9%	63.4	19.3%
	取締役に関する説明	51.3	12.9%	59.5	12.7%	43.0	13.1%
	(内数:役員報酬額・算定方法)	9.5	2.4%	11.7	2.5%	7.3	2.2%
	CGその他	24.6	6.2%	28.7	6.2%	20.4	6.2%
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	11.1	2.8%	12.4	2.6%	9.9	3.0%
	事業別戦略	14.4	3.6%	18.6	4.0%	10.2	3.1%
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	13.8	3.5%	15.4	3.3%	12.2	3.7%
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	14	35.0%	9	45.0%	5	25.0%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	39	97.5%	19	95.0%	20	
	リスク認識と対応/リスク・機会	7.7	1.9%	10.2	2.2%	5.2	
非該当·未分類		224.1	56.3%	251.0	53.8%	197.3	59.9%



ページ数

米国:時価総額別

- 時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.4倍多い。
- 項目別にみると、環境・社会性報告で大きな違いがあった。環境関連が約4.5倍、社会関連が約6倍多い。
- ガバナンス関連は約1.6倍と比較的差分が少ない。その中で、CGその他の開示量の差は約2.7倍となった。
- 経営戦略関連では、事業別戦略とリスク認識において、逆に1千億円~3千億円企業群のほうが1兆円以上企業よりも開示量が多い。事業別戦略については約1.5倍、リスク認識については1.7倍多い。ただし、事業別戦略はページ数が1未満となっており、全体の中では情報量が少ない項目である。

		^ 4				4 不 停田 2 不 停田	
		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	
		アメリカ平均(40社	ì	アメリカ平均(20社		アメリカ平均(20社	i
		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		4.4	3.2	5.2	3.4	3.6	3.1
		合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示
		326.3	267.0	386.3	290.0	266.3	243.9
開示項目		純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)
環境関連	環境全体	11.3	3.5%	18.5	4.8%	4.1	1.5%
	気候変動	5.7	1.8%	9.1	2.4%	2.4	0.9%
	環境その他	5.5	1.7%	9.3	2.4%	1.7	0.6%
社会関連	社会全体	22.6	6.9%	38.8	10.0%	6.5	2.4%
	人的資本·人材戦略	6.5	2.0%	10.5	2.7%	2.5	0.9%
	社会その他	15.3	4.7%	26.6	6.9%	3.9	1.5%
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	38.6	11.8%	47.8	12.4%	29.4	11.1%
	取締役に関する説明	32.7	10.0%	39.2	10.2%	26.2	9.8%
	(内数:役員報酬額・算定方法)	22.6	6.9%	27.3	7.1%	17.9	6.7%
	CGその他	5.9	1.8%	8.6	2.2%	3.2	1.2%
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	2.2	0.7%	2.5	0.6%	1.9	0.7%
	事業別戦略	0.2	0.1%	0.2	0.1%	0.3	0.1%
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	8.3	2.5%	9.0	2.3%	7.5	2.8%
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	C	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	C	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	リスク認識と対応/リスク・機会	14.5	4.4%	10.9	2.8%	18.0	6.8%
非該当·未分類		228.2	69.9%	257.9	66.8%	198.5	74.6%



ページ数

英国: 時価総額別

- 時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.5倍多い。
- 項目別にみると、環境・社会性報告の違いはやはり大きく、環境関連が約1.9倍、社会関連が約2.7倍多いが、気候変動関連の情報は比較的差分が少なく(1.5倍)、その他の環境関連情報が約3.4倍に上る。人的資本・人材戦略の内数に従業員の多様性に関する内容が含まれるため、ジェンダーペイギャップ制度開示のある英国では差があまり出ない。それ以外の社会性報告は、1兆円以上企業の方が3.3倍多い。
- ガバナンス関連の量は時価総額による差がほとんど無い(約1.2倍)。ビジネスモデルや長期ビジョンも同様である(約1.2倍弱)。
- 他方で、事業別戦略や、MD&Aとなると夫々1.6倍、1.8倍の差があった。
- リスク認識については、約1.3倍と大きな差分はない。

) · · › HIU.							
		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	
		イギリス平均(34社)		イギリス平均(14社))	イギリス平均(20社))
		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		4.3	2.8	5.4	2.9	3.55	2.7
		合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示	合計ページ	うち、制度開示
		286.6	238.7	360.5	286.2	234.8	205.5
開示項目		純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)
環境関連	環境全体	26.3	9.2%	36.6	10.2%	19.1	8.2%
	気候変動	18.8	6.5%	23.0	6.4%	15.8	6.7%
	環境その他	8.0	2.8%	13.7	3.8%	4.0	1.7%
社会関連	社会全体	32.0	11.2%	50.5	14.0%	19.0	8.1%
	人的資本·人材戦略	13.1	4.6%	16.7	4.6%	10.6	4.5%
	社会その他	18.8	6.5%	31.9	8.9%	9.6	4.1%
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	56.5	19.7%	63.2	17.5%	51.9	22.1%
	取締役に関する説明	39.2	13.7%	43.1	11.9%	36.5	15.6%
	(内数:役員報酬額・算定方法)	21.5	7.5%	24.2	6.7%	19.7	8.4%
	CGその他	17.3	6.0%	20.1	5.6%	15.3	6.5%
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	4.7	1.6%	5.2	1.4%	4.4	1.9%
	事業別戦略	4.7	1.6%	5.9	1.6%	3.8	1.6%
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	17.9	6.2%	24.0	6.7%	13.6	5.8%
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	4	11.8%	3	21.4%	1	5.0%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	20	58.8%	11	78.6%	9	45.0%
	リスク認識と対応/リスク・機会	11.1	3.9%	13.0	3.6%	9.7	4.19
非該当·未分類	[134.6	47.0%	166.0	46.0%	112.6	48.0%



ページ数

ドイツ: 時価総額別

- 時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.7倍多い。
- 項目別にみると、中でも環境関連(約2.9倍)のうち気候変動情報の差が約5.8倍と顕著である。社会性報告の差(全体で約3倍)についても、人的資本・人材戦略関連は2倍、その他は4.2倍となった。
- ガバナンス関連は約1.8倍の違いがあったが、制度開示項目のため、量的な違いは情報の質の違いにつながると考える。
- ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略の情報は、1兆円以上企業群のほうが2.4倍多い。MD&Aは約1.9倍の違いがある。

		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	
		ドイツ平均(40社)		ドイツ平均(20社)		ドイツ平均(20社)	0
			 うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示		うち、制度開示
		2.9	کر نظا ی از	2.9		2.9	2.7
			うち、制度開示	合計ページ			うち、制度開示
		308.9	282.9	392.7	346.4	225.2	219.4
開示項目		純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)	純(net)ページ数	報告書内比率(%)
環境関連	環境全体	20.8	6.7%	30.9	7.9%	10.7	4.7%
	気候変動	8.8	2.8%	15.0	3.8%	2.6	1.1%
	環境その他	12.0	3.9%	16.0	4.1%	8.1	3.6%
社会関連	社会全体	19.1	6.2%	28.7	7.3%	9.5	4.2%
	人的資本·人材戦略	8.1	2.6%	11.0	2.8%	5.3	2.3%
	社会その他	11.0	3.6%	17.7	4.5%	4.3	1.9%
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	46.5	15.1%	60.4	15.4%	32.7	14.5%
	取締役に関する説明	37.7	12.2%	48.4	12.3%	26.9	12.0%
	(内数:役員報酬額・算定方法)	19.4	6.3%	25.0	6.4%	13.9	6.2%
	CGその他	8.8	2.9%	11.9	3.0%	5.8	2.6%
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	7.7	2.5%	10.9	2.8%	4.5	2.0%
	事業別戦略	1.4	0.4%	1.8	0.5%	1.0	0.4%
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	23.4	7.6%	30.6	7.8%	16.3	7.2%
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	8	20.0%	3	15.0%	5	25.0%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	40	100.0%		100.0%	20	100.0%
	リスク認識と対応/リスク・機会	13.4	4.3%	17.7	4.5%	9.1	4.1%
非該当·未分類		186.1	60.2%	230.9	58.8%	141.2	62.7%



単語数

日本、米国、英国、ドイツ4か国比較(全体)

- 項目別の開示量の傾向については、ページ数による結果と比較して大きな違いはないとみられる。
- ただし、米国のリスク認識と対応/リスク・機会項目については、ページ数よりも単語数でやや情報量が多くなっている。

		全体				全体		全体		全体	
		日本平均(4	10社)						(30社)	ドイツ平均(3	5社)
		報告書数		うち、制度開示		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		5.6		4.0		4.4	3.2	4.3	2.8	2.9	2.4
		調査対象の単語数合計	(参考値:実数の1/2)	うち、制度開示	(参考値: 実数の1/2)	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示
		194,160	97,080	108,457	54,229	71,149	55,502	89,308	76,300	73,152	64,672
開示項目		単語数				単語数		単語数		単語数	
環境関連	環境全体	22,517	11,258			5,774		14,423		12,011	 I
	気候変動	12,818	6,409			2,765		10,186		5,721	
	環境その他	10,103	5,052			3,009		4,237		6,290	
社会関連	社会全体	31,547	15,773			11,735		16,027		11,706	
	人的資本・人材戦略	13,922	6,961			3,446		5,967		4,683	
	社会その他	18,328	9,164			8,289		10,077		7,022	 I
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	87,121	43,561			26,997		35,078		23,190	
	取締役に関する説明	55,593	27,796			23,690		24,603		19,650	
	(内数:役員報酬額・算定方法)	12,048	6,024			15,974		13,672		8,940	
	CGその他	32,775	16,387			3,373		12,143		4,494	1
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	9,882	4,941			2,020		1,752		3,124	I
	事業別戦略	17,136	8,568			245		3,100		835	1
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	14,985	7,492			8,290		11,328		11,537	
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	14		35%		0	0%	4	12%	7	20%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	39		98%		0	0%	20	59%	35	100%
	リスク認識と対応/リスク・機会	10,973	5,486			16,089		7,599		8,018	

⁽注1) 日本企業(日本語)の単語数については、諸外国企業の開示(英語)と比較する上での参考値として、2分の1の値も付した。



⁽注2) 英、独企業の一部で、テキスト読み込みが不可能な報告書があり、その場合は当該企業の報告書全体を調査対象から除外した。

日本、米国、英国、ドイツ4か国比較(時価総額1兆円超グループ)

		1兆円以上				1兆円以上		1兆円以上		1兆円以上	
		日本平均(2	.0社)			アメリカ平均	(20社)	イギリス平均	(13社)	ドイツ平均(1	7社)
		報告書数		うち制度開示		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		5.7		4.0		5.2	3.4	5.4	2.9	3.0	2.2
		調査対象の単語数合計	(参考値:実数の1/2)	うち、制度開示	(参考値:実数の1/2)	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示
		246,323	123,161	122,663	61,331	84,045	56,753	115,998	88,632	94,434	79,294
開示項目		単語数				単語数		単語数		単語数	
環境関連	環境全体	33,863	16,932			9,664		21,763		17,216	
	気候変動	18,812	9,406			4,449		13,530)	9,028	
	環境その他	15,769	7,884			5,215		8,233	3	8,188	
社会関連	社会全体	45,552	22,776			20,175		25,818	8	18,096	
	人的資本·人材戦略	18,609	9,305			5,556		8,363	3	6,623	
	社会その他	28,308	14,154			14,618		17,493	8	11,473	
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	101,035	50,518			31,908		38,388	3	28,462	
	取締役に関する説明	64,977	32,489			27,029		28,153	8	24,192	
	(内数:役員報酬額·算定方法)	14,186	7,093			18,247		16,007	,	12,070	
	CGその他	38,550	19,275			5,009		14,082		6,236	
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	11,181	5,590			2,327		2,005	i	4,085	
	事業別戦略	23,280	11,640			191		4,037	•	1,448	
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	17,100	8,550			8,871		14,510)	14,883	
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	9		45%		0	0%	3	21%	2	12%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	19		95%		0	0%	11	79%	17	100%
	リスク認識と対応/リスク・機会	14,312	7,156			10,909		9,477	,	10,243	



日本、米国、英国、ドイツ4か国比較(時価総額1千億円~3千億円グループ)

		1千億円~3-	千億円			1千億円~3-	千億円	1千億円~3	千億円	1千億円~3	千億円
		日本平均(2	20社)					イギリス平均	(17社)	ドイツ平均(1	18社)
		報告書数		うち制度開示		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		5.4		4.0		3.6	3.1	3.6	2.7	2.8	2.6
		調査対象の単語数合計	(参考値:実数の1/2)	うち、制度開示	(参考値:実数の1/2)	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示
		141,998	70,999	94,252	47,126	58,253	54,250	68,898	66,870	53,052	50,863
開示項目		単語数				単語数		単語数		単語数	
環境関連	環境全体	11,170	5,585			1,884		8,810		7,095	
	気候変動	6,824	3,412			1,082		7,629		2,597	
	環境その他	4,438	2,219			802		1,181		4,498	
社会関連	社会全体	17,541	8,770			3,295		8,541		5,671	
	人的資本·人材戦略	9,235	4,618			1,335		4,134		2,852	
	社会その他	8,348	4,174			1,960		4,406		2,819	
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	73,208	36,604			22,087		32,547		18,211	
	取締役に関する説明	46,208	23,104			20,350		21,888		15,361	
	(内数:役員報酬額·算定方法)	9,909	4,955			13,701		11,887		5,983	
	CGその他	26,999	13,500			1,736		10,660		2,850	
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	8,583	4,292			1,713		1,559	1	2,216	
	事業別戦略	10,992	5,496			299		2,383		255	
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	12,870	6,435			7,708		8,896		8,376	
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	5		25%		0	0%	1	5%		28%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	20		100%		0	0%	9	45%	18	100%
	リスク認識と対応/リスク・機会	7,634	3,817			21,268		6,163		5,916	



単語数

時価総額別(日本)

- 時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.7倍多い。ページ数と単語数の情報量には差があった。
- 項目別にみると環境関連が約3倍、社会関連が約2.6倍多い。
- 事業別戦略については2.1倍多く、ページ数よりも差分が大きいが、リスク認識についてはページ数と同じく1.9倍であった。
- ・ ガバナンス関連は約1.4倍と、ページ数における違いと同じであった。しかし、内訳である役員報酬額・算定方法の開示量は、ページ数では約1.6倍だっ たが、単語数で見ると約1.4倍に縮小した。

		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	
		日本平均(40社)		日本平均(20社)		日本平均(20社)	
		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち制度開示	報告書数	うち制度開示
		5.6	4.0	5.7	4.0	5.4	4.0
		調査対象の 単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示
		194,160.1	108,457.4	246,322.7	122,662.5	141,997.6	94,252.4
開示項目		単語数		単語数		単語数	
環境関連	環境全体	22,516.7		33,863.1		11,170.4	
	気候変動	12,817.7		18,811.7		6,823.8	
	環境その他	10,103.3		15,768.5		4,438.0	
社会関連	社会全体	31,546.6		45,552.5		17,540.7	
	人的資本·人材戦略	13,922.3		18,609.5		9,235.2	
	社会その他	18,328.1		28,308.4		8,347.8	
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	87,121.4		101,035.0		73,207.7	
	取締役に関する説明	55,592.8		64,977.3		46,208.3	
	(内数:役員報酬額・算定方法)	12,047.6		14,186.0		9,909.2	
	CGその他	32,774.5		38,549.6		26,999.5	
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	9,882.0		11,180.8		8,583.1	
	事業別戦略	17,136.0		23,279.8		10,992.2	
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	14,984.6		17,099.7		12,869.6	
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	14	35%	9	45%	5	25%
	短期(1~5年)の経営目標・計画: 社数	39	98%	19	95%	20	100%
	リスク認識と対応/リスク・機会	10,973.0		14,311.9		7,634.1	



単語数

時価総額別(米国)

- ・時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.4倍多い。この点ページ数と同じ結果であった。
- 項目別には、環境関連が約5.1倍、社会関連が約6.1倍多く、ページ数で比較するよりも多くなった。
- ガバナンス関連は約1.4倍となり、ページ数比較よりもさらに差分が縮小した。その中で、CGその他の開示量の差は約2.9倍と比率が増加した。
- 経営戦略関連は事業別戦略とリスク認識において1千億円~3千億円企業群のほうが1兆円以上企業よりも開示量が多い。事業別戦略については約1.6倍、リスク認識については1.9倍以上多い(ページ数で見るよりも増大)。

		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	J
		アメリカ平均(40社)	アメリカ平均(20社))	アメリカ平均(20社)
		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		4.4	3.2	5.2	3.4	3.6	3.1
		調査対象の 単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示
		71,149.3	55,501.6	84,045.3	56,753.3	58,253.3	54,250.0
開示項目		単語数		単語数		単語数	
環境関連	環境全体	5,774.0		9,664.5		1,883.6	
	気候変動	2,765.4		4,449.0		1,081.7	
	環境その他	3,008.7		5,215.5		801.9	
社会関連	社会全体	11,735.1		20,174.7		3,295.4	
	人的資本・人材戦略	3,445.8		5,556.4		1,335.1	
	社会その他	8,289.3		14,618.3		1,960.3	
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	26,997.3		31,907.8		22,086.8	
	取締役に関する説明	23,689.6		27,028.9		20,350.3	
	(内数:役員報酬額·算定方法)	15,974.3		18,247.2		13,701.5	
	CGその他	3,372.6		5,008.8		1,736.5	
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	2,019.9		2,327.0		1,712.8	
	事業別戦略	245.0		191.0		299.0	
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	8,289.5		8,871.5		7,707.6	
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
	リスク認識と対応/リスク・機会	16,088.7		10,909.1		21,268.4	



単語数

時価総額別(英国)

- ・時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.7倍多い(ページ数でみるよりも差が増大)。
- ページ数との比較では、調査企業数が4社(1兆円以上企業1社、1千億円~3千億円企業3社)減少したことが影響した可能性もあることに留意。
- ・ 項目別にみると、環境関連が約2.5倍、社会関連が約3倍と、ページ数でみるよりも差が増大した。気候変動関連の情報は比較的差分が少ない傾向は 同じながら、差分は1.8倍に増大。その他の環境関連情報の差分は約7倍に大幅増加した。人的資本・人材戦略は1兆円以上企業の方が約2倍、それ 以外の社会性報告は約4倍多い。
- ・ ガバナンス関連の量は時価総額による差がほとんど無い(約1.2倍、ページ数でみた場合と同様)。ビジネスモデルや長期ビジョンも同様である(約1.3 倍、微増)。事業別戦略は1.7倍(横ばい)、MD&Aは1.6倍(ページ数でみるよりも差分が低下)の差があった。リスク認識については、1.5倍強の差が あった。

03 0							
		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	
		イギリス平均(30社)		イギリス平均(13社)	イギリス平均(17社))
		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		4.3	2.8	5.4	2.9	3.6	2.7
		調査対象の 単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示
		89,307.7	76,300.0	115,997.8	88,631.6	68,897.5	66,869.9
開示項目		単語数		単語数		単語数	
環境関連	環境全体	14,422.8		21,763.0		8,809.6	
	気候変動	10,185.9		13,529.8		7,628.8	
	環境その他	4,236.9		8,233.2		1,180.8	
社会関連	社会全体	16,027.4		25,817.8		8,540.6	
	人的資本・人材戦略	5,966.8		8,363.0		4,134.5	
	社会その他	10,077.0		17,492.8		4,406.1	
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	35,078.2		38,387.8		32,547.3	
	取締役に関する説明	24,602.6		28,152.8		21,887.7	
	(内数:役員報酬額・算定方法)	13,672.4		16,007.4		11,886.9	
	CGその他	12,142.6		14,082.0		10,659.6	
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	1,752.4		2,005.0		1,559.3	
	事業別戦略	3,099.7		4,037.5		2,382.6	
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	11,328.4		14,509.8		8,895.5	
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	4.0		3.0	21%	1.0	5%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	20.0	59%	11.0	79%	9.0	45%
	リスク認識と対応/リスク・機会	7,598.8		9,477.0		6,162.5	



単語数

時価総額別(ドイツ)

- 時価総額1兆円以上企業群は、1千億円~3千億円企業群よりも、全体の開示量が約1.8倍多い。
- ページ数との比較では、調査企業数が5社(1兆円以上企業3社、1千億円~3千億円企業2社)減少したことが影響した可能性もあることに留意。
- 項目別にみると、環境関連(約2.4倍)のうち気候変動情報の差が約3.5倍となったが、ページ数よりは差分が低下した。他方、社会性報告の差(全体で約3.2倍)については、人的資本・人材戦略関連は2.3倍とページ数でみるよりも差が増大。一方、社会その他は4倍とやや圧縮された。
- ガバナンス関連は約1.6倍の違いがあり、ページ数でみるよりも量的な差分は縮小した。一方、役員報酬・算定方法に係る情報量は差が2倍に拡大。
- ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略の情報は、1兆円以上企業群のほうが1.8倍多い(差分縮小)。事業別戦略の量は5.7倍の違いとなり、ページ数(1.9倍)に比して差が増大した。MD&Aは約1.8倍に、リスク認識は約1.7倍に差分が若干縮小。

		全体		1兆円以上		1千億円~3千億円	
		ドイツ平均(35社)		ドイツ平均(17社)		ドイツ平均(18社)	
		報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示	報告書数	うち、制度開示
		2.9	2.4	3.0	2.2	2.8	2.6
		阿旦刈豕の 出国粉合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示	調査対象の単語数合計	うち、制度開示
		73,151.7	64,672.0	94,434.2	79,293.7	53,051.6	50,862.7
開示項目		単語数		単語数		単語数	
環境関連	環境全体	12,011.0		17,216.4		7,094.8	
	気候変動	5,720.7		9,028.3		2,596.9	
	環境その他	6,290.3		8,188.1		4,498.0	
社会関連	社会全体	11,705.6		18,095.6		5,670.5	
	人的資本·人材戦略	4,683.4		6,623.1		2,851.5	
	社会その他	7,022.2		11,472.5		2,819.0	
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体	23,190.0		28,462.2		18,210.7	
	取締役に関する説明	19,650.4		24,192.0		15,361.2	
	(内数:役員報酬額・算定方法)	8,939.7		12,070.2		5,983.1	
	CGその他	4,494.1		6,235.5		2,849.5	
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略	3,124.1		4,085.2		2,216.3	
	事業別戦略	834.7		1,448.4		255.0	
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)	11,536.6		14,883.1		8,376.1	
	中長期(5~10年)の経営目標・計画:社数	7	20.0%	2	11.8%	5	27.8%
	短期(1~5年)の経営目標・計画:社数	35	100.0%	17	100.0%	18	100.0%
	リスク認識と対応/リスク・機会	8,017.7		10,243.3		5,915.8	



5. 分析•考察



財務報告・事業報告の体系に係る考察

4か国の財務・事業報告の制度体系と、任意開示の状況を比較し、日本と諸外国の特徴や違いを以下の通り考察した。

	日本	米国	英国	ドイツ
制度開示書類	 有価証券報告書 年度決算短信 株主総会資料(通知、議案、株主総会資料、別添(電子提供) コーポレートガバナンス報告書 	 Form 10-K 委任状ステートメント 証券保有者向け年次報告書 FormSD(紛争鉱物報告) 	 年次報告書 年次財務諸表(別々の場合) 現代奴隷報告書 ジェンダーペイギャップ報告 	年次報告書非財務報告書(別々の場合)コーポレートガバナンス声明、報酬報告(別々の場合)
任意開示書類(例)	統合報告書サステナビリティ・ESGレポートESGデータブック	 サステナビリティ・ESGレポート ESGデータブック DE&Iレポート、EEO-1 TCFD/環境報告書 コミュニティ投資レポート 	 四半期報告 サステナビリティ・ESGレポート ESGデータブック ESGデータ集計やレポートの方法論 TCFD/気候、生物多様性報告 	サステナビリティ・ESGレポートESGデータブックTCFD・気候レポート
考察	 特にコーポレートガバナンス関連情報が重複。制度ごとに様式が異なるため同じ内容でも報告作成に労力が必要と思料 株主総会資料や統合報告書はデザイン性が高いものも多い 統合報告書と諸外国の年次報告書が類似だが、制度/任意の位置づけの違いがあると思料 MD&Aやリスク認識の記述は諸外国に比して少ないのではないか。ESG情報に比しても少ない 	 株主向け年次報告はForm10-K にレターやサマリーを追加していることが多い 書類間での記述参照など、重複を回避し省力化が可能と思料 役員報酬額・算定方法に関する情報が充実 EEO-1の掲出やDE&I情報発信は人事・採用サイトが多くその狙いが推察される 	 年次報告書にサステナビリティ・ESG報告や財務諸表を全て内包し、大部だが1冊に集約 分割提供もされているが、当該部分の抽出版が多い 気候開示が制度化され充実 役員報酬額・算定方法に関する情報が充実 ビジネスレビューが充実 コーポレートガバナンスにおけるエンゲージメント報告が充実 	 年次報告書に財務・事業報告とコーポレートガバナンス報告が統合(分離取得も可能) CG声明・報酬報告、サステナビリティ報告は分離開示が可能(両パターンあり)。任意の追加的なサステナビリティ報告は時価総額1兆円超企業が占める 採算管理指標、マクロ環境・事業環境の解説、収支解説の流れが分かりやすい



分析・考察(米国)

- 米国では、annual report (Form 10-K)の提出、及び株主投票を行う場合のproxy statement、株主向けのannual report to stockholders (ARS)の提供が規定されている。
- ARSは、その中核部分をannual report (Form 10-K)とし、それに、表紙やCEO等のメッセージ、企業概要情報等をつけている場合が多い。ARSにannual report (Form 10-K)を共通して使用することで、日本と比べて省力化が可能になっていると考えられる。



Johnson & Johnson "Corporate reports"ウェブページ (<u>https://www.jnj.com/corporate-reports</u>)

, - M.

分析・考察(米国)

- annual report (Form 10-K)は、Form 10-Kで目次構成が定められている。
- 財務諸表と補完データ(Item 8. Financial Statements and Supplementary Data)の分量が多く、他、リスク要因(Item 1A. Risk Factors)と、MD&A(Item 7. Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations)の分量も比較的多い企業が多い。
- コーポレートガバナンス等の情報(PART III)は、proxy statementが参照として組み込まれ、annual report (Form 10-K)上での記述は ほぼない。記述の重複がないため、省力化が可能になっていると考えられる。



、財務諸表と補完データ(Item 8)、リスク要因(Item 1A)、 ✓MD&A(Item 8)に関する情報が比較的多い。

コーポレートガバナンス等の情報(PART III)は、調査 対象全企業が、proxy statementを参照として組み込んでおり、annual report (Form 10-K)上での記述はほぼない。

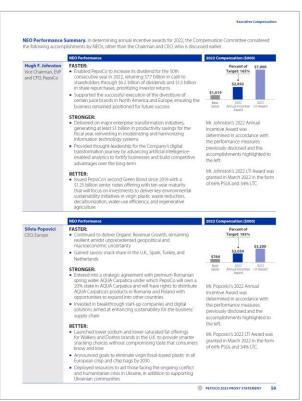
Tesla Inc "ANNUAL REPORT ON FORM 10-K FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2022" (p.2) annual report (Form 10-K) σ 構成

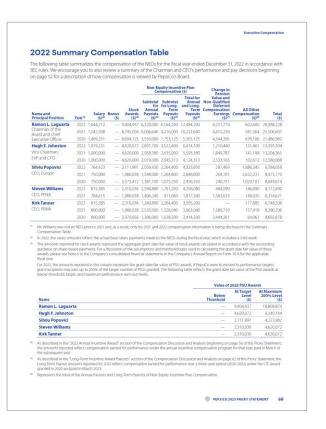


分析・考察(米国)

- Proxy statementでは、取締役の選任に関する措置を講じる場合などでは、取締役及びexecutive officersの情報と、取締役及び executive officersの報酬等に関する情報を記載することが定められており、特にexecutive officersの報酬についてはその開示方法の 詳細も規定されている。
- Proxy Statementは、取締役の情報や役員報酬に関する情報が多くなっている。





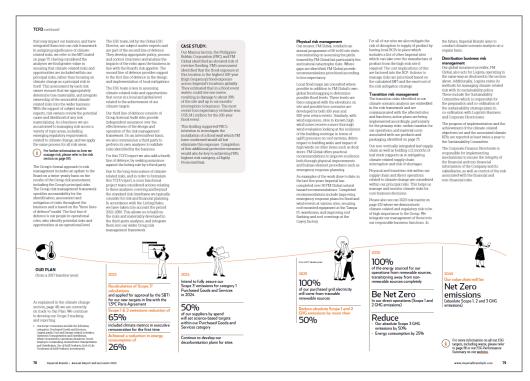


PepsiCo Inc "Notice of 2023 Annual Meeting of Shareholders and Proxy Statement ANNUAL REPORT ON FORM 10-K FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2022" (p.4, p.59, p.69) Proxy statementの目次、及びExecutive officersの報酬に関する開示の一例

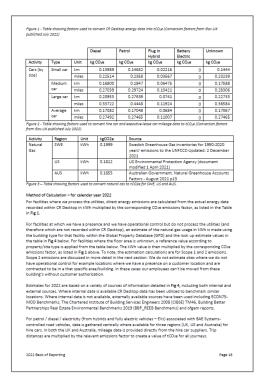


分析・考察(英国)

- 英国企業は、日米独と比較して、気候変動に関する開示量がページ数、単語数ともに多い。また、いずれの国も、時価総額1千億~3千億円の企業は時価総額1兆円以上の企業よりも気候変動に関する開示量が少ないが、英国企業ではその減少幅が日米独と比べて小さい(開示量全体に占める気候関連開示の割合は、時価総額が異なってもほぼ変わらない)。
- これは、英国の2006年会社法が、Annual Report(の一部である戦略報告書)でTCFD提言に沿った開示を行うことを規定しているためだと推察する。
- 企業によっては、Annual Reportに加えて、Sustainability Report等でより詳細な情報や事例、パフォーマンスデータを開示したり、 GHG排出量の算定方法に関する詳細情報を補足資料として開示している企業もいる。



Imperial brands "Annual report and accounts 2023" (pp.78-79) ネットゼロ排出目標に向けた移行計画の開示

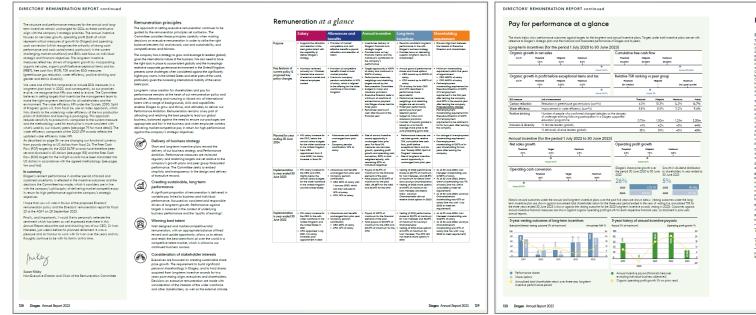


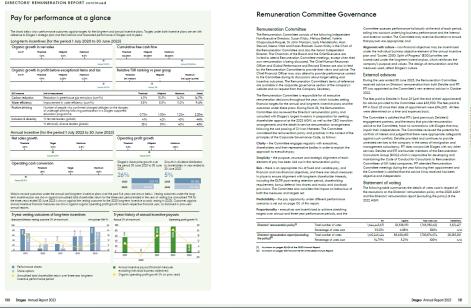
BAE Systems "Basis of reporting Sustainability review 2022" (p.18) 当該年度のGHG排出量算定に使用した排出係数の開示



分析・考察(英国)

- 英国企業では、日本企業と比較して、取締役の報酬に関する開示量がページ数、単語数ともに多い。
- ・ これは、英国の2006年会社法の細則である、2002年取締役報酬報告規則が、Annual Reportの一部として「取締役報酬報告書」を作成・ 開示することを規定しているためだと推察する。
- ・ 同規則は、(報酬委員会議長の)ステートメント、取締役報酬方針(次事業年度以降のものも含む)、取締役の個人別報酬内容(給与・手当、 賞与の総額、経費等の手当、取締役地位喪失への補償、現金以外の給付等)、付与されたストックオプション、年金、累積株主収益率と株 式指数と同じ動きを示す仮説的な株式の累積株主収益率を比較した5年間の折れ線グラフなど、「取締役報酬報告書」の開示項目を細か く規定している。そのため、各社のAnnual Reportでは、図表を用いながら詳細な情報開示がなされている。



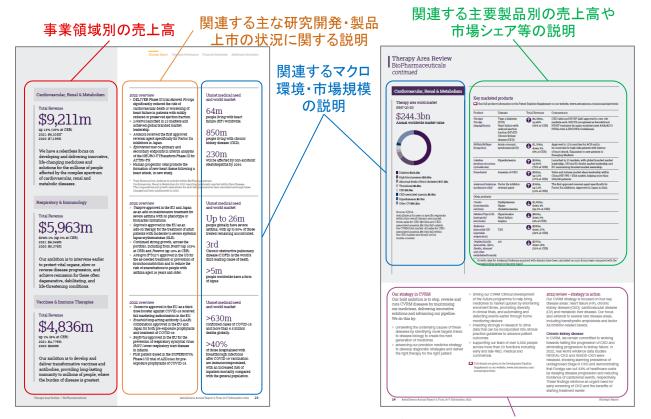


Diageo "Annual Report 2023" (pp.128-131) 取締役報酬方針や、インセンティブ設計に沿ったパフォーマンス、報酬委員会のガバナンスに関する開示

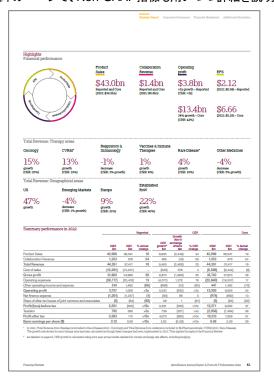


分析•考察(英国)

- 英国企業のAnnual Report(の一部である戦略報告書)では、"Business review"や"Financial review"といった項目を設けて、「MD&A」に該当する開示が行われており、日本企業と比べて、MD&Aに関する開示量はページ数、単語数ともに多い。
- ・ これは、英国の2006年会社法が、戦略報告書の開示項目として「事業の公正な評価(fair review)」を規定し、当該会計年度における事業 の発展と業績、会計年度末時点における事業のポジションについて、バランスの取れた包括的な分析を求めているためだと推察する。
- ・ また、英国財務報告評議会(FRC)が戦略報告書作成に関するガイダンス「Guidance on the Strategic Report」を定め、開示実務のベストプラクティスを示していることも影響していると考える。



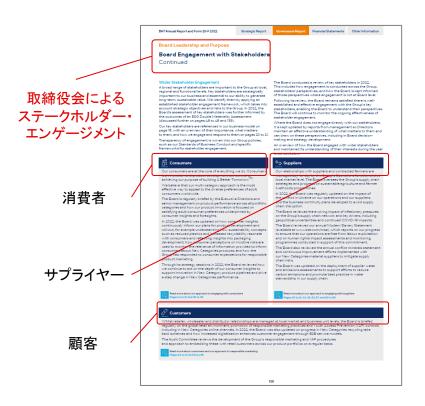
財政状態に関するレビューの説明 (以降のページで、Non-GAAP指標も用いつつ詳細を説明)



事業戦略に沿って実行した取組の説明

分析・考察(英国)

- 英国企業は、米独と比較して、「コーポレートガバナンスその他」に該当する開示量が多い。この要因の一つは、「ステークホルダー・エンゲージメント」に関する開示量が多いことである。
- ・ 今回の調査対象とした英国企業のほぼすべては、Annual Reportにおけるコーポレートガバナンスに関する開示の一部として、取締役会がどのようにステークホルダー・エンゲージメントを実行しているか、ステークホルダー別に詳細な情報を開示していた。
- これは、英国の2006年会社法が、取締役の義務の一つである「会社の成功を促進する義務」において、「あらゆる決断が長期的にもたらす結果」「従業員の利益」「サプライヤーや顧客等との関係を培う必要性」「事業が地域社会や環境に与える影響」「高水準のビジネス行動への評判を維持することが望ましいこと」「会社のメンバー間での公正な行動の必要性」を考慮するよう規定しているためだと推察する。



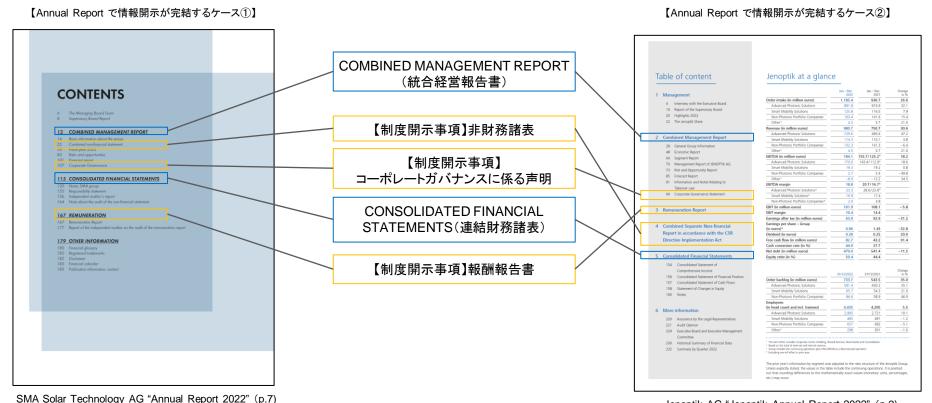






分析・考察(ドイツ)

- ドイツ企業の年次報告書における統合度について、少なくとも「COMBINED MANAGEMENT REPORT」(統合経営報告書)、
 「(CONSOLIDATED)FINANCIAL STATEMENTS」((連結)財務諸表)を統合して「Annual Report」と称しているケースが少なくない。
- 特に、時価総額1000-3000億円の企業においては、制度上必須となる報酬報告書や非財務諸表、コーポレートガバナンスに係る声明についてもAnnual Report内に統合し、1冊にて情報開示を完結させている企業が複数確認された。
- 上記のAnnual Report内のセクションについて、別冊にて同内容・同一文章を転載しているケースもあるが、「Annual Report」単体で情報収集が可能となっている点は、読み手の分かりやすさに資するものと考える。



MUFG

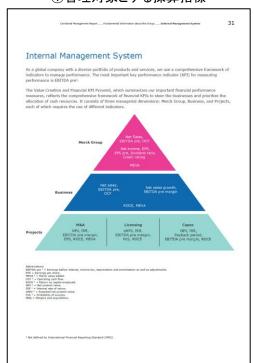
Jenoptik AG "Jenoptik Annual Report 2022" (p.2)

分析・考察(ドイツ)

- ドイツ企業の年次報告書においては、「MD&A」に直接相当する箇所はないものの、財政状態・経営状況等の分析に係る概ねの構成として、
 ①当該企業が管理対象とする採算関連指標、②マクロ環境・事業環境の解説、③全社又はセグメント別の収支項目の解説、という流れを経る場合が少なからず確認された。
- ③のみの開示がなされる場合と比べ、①~③の一連の流れを追っていくことで、③で開示される収支項目の情報をより深く理解・解釈しや すいものと推察する。

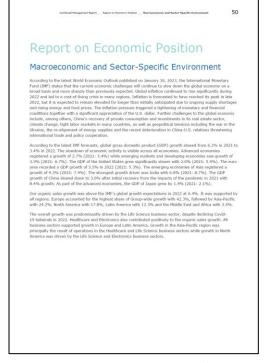
(例) Merck KgaA "Annual Report 2022" における開示イメージ

①管理対象とする採算指標



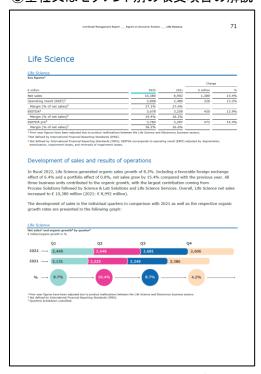
Merck KgaA "Annual Report 2022" (p.31)

②マクロ環境・事業環境の解説



Merck KgaA "Annual Report 2022" (p.50)

③全社又はセグメント別の収支項目の解説

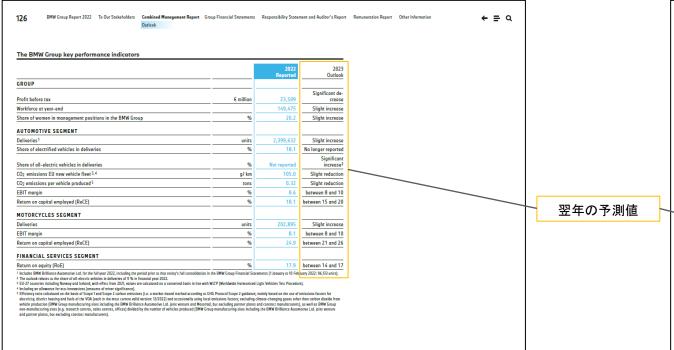


Merck KgaA "Annual Report 2022" (p.71)



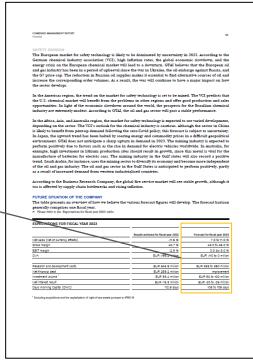
分析・考察(ドイツ)

- ・ドイツ企業においては、財務指標に係る予測報告を実施することとなっており、調査対象企業すべてにおいて、翌年の財務指標の予測値について言及があった。ただし、どの指標に対して、どの程度の期間にて予測を示すかは企業によって異なっており、大半が翌年のみの予測値へ触れていた。
- 予測値の記載方法についても、全ての指標に対する具体的な数値が網羅的に掲載されているわけではなく、具体的な予測値(範囲含む)
 のある財務指標と、増減の方向性が示される財務指標、言及の無い財務指標等、企業ごとに開示方針が異なっている状況である。
 - ①主に増加・減少の方向性として予測値に言及するケース



Bayerische Motoren Werke AG "BMW GROUP REPORT 2022" (p.126)

②具体的な予測値を主に言及するケース



Draegerwerk AG & Co KGaA "Annual Report 2022" (p.68)



分析•考察(日本)

国別・任意開示の主な内容、特徴:日本【再掲】

日本の制度開示(有価証券報告書、決算短信、コーポレートガバナンス報告書、株主総会資料・事業報告)と、任意開示(統合報告書、サステ ナビリティ・ESGレポート)における主な開示内容の、例示的な分布は以下の通り。環境・社会関連はサステナビリティ報告書に、ガバナンス 関連は制度開示に、経営戦略関連は統合報告書に多い。

A社:機械·電気製品、1兆円以上

B社:素材·素材加工品、1兆円以上

開示項目		有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ	有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ
									,				
環境関連	環境全体												
	気候変動												
	環境その他												
社会関連	社会全体												
	人的資本・人材戦略												
	社会その他												
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体												
	取締役に関する説明												
	(内数:役員報酬額・算定方法)												
	CGその他												
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略												
	事業別戦略												
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)												
	リスク認識と対応/リスク・機会												

C社:輸送機械、1兆円以上

D社:食品、1兆円以上

開示項目		有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ	有報	決算短信	CG報告	総会資料 (事報)	統合報告	サステナ ビリティ
環境関連	環境全体												
	気候変動												
	環境その他												
社会関連	社会全体												
	人的資本·人材戦略												
	社会その他												
ガバナンス関連	コーポレート・ガバナンス全体												
	取締役に関する説明												
	(内数:役員報酬額・算定方法)												
	CGその他												
経営戦略関連	ビジネスモデル・長期ビジョン・事業ポートフォリオ戦略												
	事業別戦略												
	MD&A (経営者による財政状態及び経営成績の分析)												
	リスク認識と対応/リスク・機会												

分析•考察(日本)

前掲の通り、日本企業では主に有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、株主総会資料(事業報告)の3つにわたりガバナンス関連報告を行っている。加えて、任意開示の統合報告書やサステナビリティ報告書においても、ガバナンス情報の開示を行っている。コーポレートガバナンスの実態は各社において同一と考えられ、特に取締役に関する事項等、ほぼ同一の事実情報が繰り返しカウントされることになったと考える。また、時価総額1兆円以上の企業群と1千億円~3千億円の企業群との間で開示量の差があまり生じていないことの要因ともなっていると推察する。

有価証券報告書

4 コーポレート・ガバナ ンスの状況等

- (1)コーポレート・ガバ ナンスの概要
- (2)役員の状況
- (3) 監査の状況
- (4) 役員の報酬等
- (5) 株式の保有状況

コーポレート・ガバナンスに関する報告書[1]

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

- 1.基本的な考え方
- 2.資本構成
- 3.企業属性
- 4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の 方策に関する指針
- 5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

- 1.機関構成・組織運営等に係る事項
- 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
- 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 皿株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての 取組み状況
- 2.IRに関する活動状況
- 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

- 1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
- 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

Vその他

- 1.買収防衛策の導入の有無
- 2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会資料(事業報告)[2]

4.会社役員に関する事項

- 4-1.氏名 4-2.地位及び担当 4-3.重要な兼職の状況 4-4.辞任した会社 役員又は解任された会社役員に関する事項
- 4-5.財務及び会計に関する相当程度の知見
- 4-6.常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由
- 4-7.責任限定契約に関する事項 4-8.補償契約に関する事項 4-9.補償 契約に基づく補償に関する事項
- 4-10.役員等賠償責任保険契約に関する事項
- 4-11.取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額(業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額)
- 4-12.業績連動報酬等に関する事項
- 4-13.非金銭報酬等に関する事項
- 4-14.報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項 4-15.各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関 する事項
- 4-16.各会社役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項
- 4-17.その他会社役員に関する重要な事項
- (社外役員に関する事項)
- 4-18.他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
- 4-19.他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
- 4-20.自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会 社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係(会社が知っ ているもののうち、重要なものに限る。)
- 4-21.各社外役員の主な活動状況
- 4-22.社外役員の報酬等の総額(業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額)
- 4-23.親会社等、親会社等の子会社等、又は子会社等からの役員報酬 等の総額
- 4-24.記載内容についての社外役員の意見

統合報告書[3]

(例)

- 社外取締役の対談
- ・コーポレート・ガバ ナンス体制
- ・取締役会の実効性 評価
- •役員報酬
- ・取締役、監査役、執行役員の略歴・スキルマトリックス等
- 内部統制システム

(参考資料) [1], [3]今回 調査対象企業の例を基 に三菱UFJリサーチ&コ ンサルティングにて一部 改変 [2]一般社団法人 日本経済団体連合会会 済法規委員会企画部公 会社法施行規則による株 式会社の各種書類のひ な型(改訂版) J2022年 1月(2023年1月更新)



二次利用未承諾リスト

令和5年度産業経済研究委託事業 (諸外国における開示の実態、及び開示と企業価値の関係に関 する調査)報告書

令和5年度産業経済研究委託事業

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

頁	図表番号	タイトル
70		Johnson & Johnson "Corporate reports"ウェ ブページイメージ
70	_	Johnson & Johnson "2022 Annual Report" ページイメージ
71	_	Tesla Inc "ANNUAL REPORT ON FORM 10-K FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2022" ページイメージ
72	-	PepsiCo Inc "Notice of 2023 Annual Meeting of Shareholders and Proxy Statement ANNUAL REPORT ON FORM 10-K FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2022" ページイメージ
73	-	Imperial brands "Annual report and accounts 2023" ページイメージ
73	-	Imperial brands "Annual report and accounts 2023" ページイメージ BAE Systems "Basis of reporting Sustainability review 2022" ページイメージ
74	_	Diageo "Annual Report 2023" ページイメージ
75	_	AstraZeneca "Annual Report and Form 20-F Information 2022" ページイメージ
76	_	British American Tobacco "Combined Annual and ESG Report"ページイメージ
77	_	SMA Solar Technology AG "Annual Report 2022" ページイメージ
77	_	Jenoptik AG "Jenoptik Annual Report 2022" ページイメージ
78	_	Merck KgaA "Annual Report 2022"ページイ メージ
79	_	Bayerische Motoren Werke AG "BMW GROUP REPORT 2022" (p.126) Draegerwerk AG & Co KGaA "Annual Report
79	_	Draegerwerk AG & Co KGaA "Annual Report 2022" ページイメージ